

平成31年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成31年2月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小川 喜敬
2番 山田 雅士
3番 小澤 孝延
4番 角 麻子
5番 鈴木 広美
7番 小菅 耕二
8番 石井 孝昭
9番 桜田 秀雄
10番 林 修三
11番 山口 孝弘
12番 小高 良則
13番 川上 雄次
14番 林 政男
15番 新宅 雅子
16番 加藤 弘
17番 京増 藤江
18番 丸山 わき子
19番 小山 栄治
20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 会 事 務 局 長	内 海 洋 和
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	査	補	吉	井	博	貴	
主	任	主	事	武	井	義	行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成31年2月21日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

おはようございます。公明党の角麻子でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、八街市在住の外国人について、お伺いいたします。

総務省が公表した2018年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、全国の人口は1億2千770万7千259人。このうち、日本人は37万4千555人減少し1億2千520万9千603人。1968年の現行調査開始以来、最大の減少数で、2009年から連続の減少となりました。その一方で、外国人は前年比17万4千228人増の249万7千656人と、高い伸びを記録しました。

八街市ではどうなのでしょう。スーパーやショッピングモールなどでも見かけることがなくなっただと感じております。

そこで、まず①外国人の人口とその傾向をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市に住民登録している外国人の人口は、平成29年3月末で1千876人、平成30年3月末で2千144人、平成31年1月末現在は2千202人となっており、増加傾向にあります。国籍は48の国と地域に及びますが、本市で人口が多いのは中国、フィリピン、ベトナムの順です。また、近年、著しく増加している国はベトナムとスリランカであり、その言語についてはタガログ語、シンハラ語などが主なものでございます。

なお、法改正により平成31年4月1日より、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が新たに創設されることにより、外国人がさらに増加することが考えられます。

○角 麻子君

ありがとうございます。

外国人居住者の中には、日本語が不得意な方や、全くしゃべれない方もいらっしゃると思います。そのような方が市役所に来た場合、まず受付に声をかけると思うんですけども、日本語が不得意でも、英語が話せるならば、ある程度は対応できますが、そうでない場合もあると思います。

そこで、②役所窓口業務での対応はどのようになっているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

転入等の手続に来庁される外国人の方に対します市民課の窓口対応につきましては、日本語が通じない方には、英語で作成した申請書等を用い、片言の英語で話しながら対応しているのが現状でございます。また、多言語の対応はできませんが、英語が話せる職員の配置も行っております。その他の部署におきましても、多言語の説明資料を用意するなどして、外国人の方に対応しております。

○角 麻子君

全国で外国人居住者が増えていくにつれて、さまざまな課題が地域で挙がっているそうです。日本語は、日本以外ではほとんど話されていない言語であり、日本に住む外国人にとって、大きな障壁となっています。西洋言語におけるアルファベットとは違い、日本語は文字を他の言語と共有していないので、表示から大きなハードルがあります。そのハードルを低くするためには、多言語対策を行い、さまざまな言語を話す外国人が暮らしやすいようにしなければならぬと思います。

先日、ある教育現場で、日本語の話せない保護者とのやりとりに不便を感じるとのご意見をいただきました。例えば、保護者が来校してきた際、対応できる教員がいればよいのですが、その教員が席を外していた場合、うまく言葉が伝わらず、その対応がスムーズにできないとのことでした。

そこで、③学校での保護者との対応はどのようになっているのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各学校においては、外国籍児童・生徒のご家庭の状況に応じて、適切な教育的支援を試みております。日常的な意思疎通については、保護者が日本語を話せない場合でも、お子さんの日本語運用能力に問題がなかったり、日本語を理解できる同国出身の親戚等がいたりする場合には、それらの手段を用いて保護者とのコミュニケーションに努めております。また、ほかにも、ご家庭に対する情報提供方法の例として、スマートフォンによる翻訳ソフトを使用して情報を伝達したり、地域の支援者に通訳をお願いしたりと、それぞれの実情に応じた適切な対応を心がけております。現状においては、児童または生徒、保護者ともに日本語による意思疎通が難しく、学校がコミュニケーションに不自由しているケースは編入初期段階のごく少数にとどまっていると認識しております。

しかしながら、今後、八街市における外国人雇用や国際結婚の増加に伴い、外国籍家庭のさらなる増加や、対応の難しい言語を有する外国籍家庭の編入が予想されることを鑑みますと、これらの対応で完璧であるとは言いきれません。教育委員会といたしましては、各学校において、外国籍児童・生徒のご家庭に対する情報提供については十分に配慮するよう、指導助言してまいります。

○角 麻子君

全国的にも外国人の増加に伴い、日本人とともに学ぶ外国人児童・生徒が増えております。

また、日本語の指導が必要な児童・生徒も増加の傾向にあります。一般的に、外国人児童・生徒が日本の小・中学校で学ぶ場合、言葉の壁や文化の違いによる、さまざまな課題が見受けられます。また、日本語の不得意な外国人児童・生徒の保護者と学校とのコミュニケーションに問題が生じるケースもあるのではないのでしょうか。

例えば、担任と保護者との間で、子どもの学校での様子を正確に伝えることができているのでしょうか。言葉が通じなければ、保護者も不安になるでしょうし、コミュニケーションがうまくとれないと、誤解や学校への不満にもつながりかねないと思います。

外国人労働者の受け入れをめぐり、読売新聞社が行った全国自治体首長アンケートの結果が17日の新聞に載っておりました。その中の、外国人の子どもの教育に関する質問でも、言葉の壁に突起する諸課題に回答が集中していました。その中に、保護者とのコミュニケーションが困難と答える自治体が半数近くあったとあります。

そこで、再度確認ですが、今までに学校から、外国人保護者とのコミュニケーションに不安を感じるなどの声が上がったことはないのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

各学校において、先ほども述べましたけれども、実情に合わせた対応をしているところがございますけれども、コミュニケーションのやりとりで保護者とのやりとりに非常に苦慮しているというケースは何件か、こちらの耳にも届いてございます。ただ、その場合も、先ほども言いましたように、スマートフォン等を活用しながら、こちらの情報を伝え、またあちらからの希望等を受けるように努力しているところがございます。ただ、まだそういう翻訳ソフトの技術的な部分で、完全にこちらの意思があちらに通じているかというのは、ちょっと疑問なところがありますので、今後どうしたらいいかということは、ただいま研究中でございます。

○角 麻子君

多言語対応として今、自動通訳機やタブレットによる翻訳アプリの活用が広がりをみせております。

滋賀県甲賀市では、昨年、市内に住む外国人の利便性向上と業務効率化を図るため、74言語に対応した自動通訳機の導入に向けた実証実験を始めました。この自動通訳機は手のひらサイズの携帯型で、英語やポルトガル語、タイ語などの言語を選択して話しかけると、インターネットを通じて運営会社のサーバー上の辞書にアクセスして、自動で翻訳する仕組みになっております。例えば、窓口の職員が「何かお困りですか」と通訳機に日本語で話しかけると、選択した外国語に翻訳し、自動通訳機の画面に日本語と外国語の両方が表示され、スピーカーからは外国語の音声流れます。一方、外国人が用件を自動通訳機に告げると日本語に翻訳されて、同様に文字や音声を通じて職員に伝えることができます。甲賀市では、窓口業務の効率化に加え、外国人が増えても通訳などを新たに雇わなくても済むと、経費の削減につながると見ているそうです。

そこで、④役所・学校に多言語対応として自動通訳機を導入できないか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

外国籍の市民の方々が増加していることから、本市では今年度、市ホームページにおきまして、英語、中国語、韓国語などの多言語で表記できるようリニューアルを行ったほか、広報やちまたなどの刊行物をスマートフォンで閲覧できるアプリケーションを導入するなど、外国籍の市民の方々が行政サービスを利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、各学校では、コミュニケーションが困難で支援が必要な家庭に対しましては、既に在籍している同国籍の保護者や、八街市社会福祉協議会に登録されているボランティアの協力等により対応しております。

今後、外国籍の市民の増加が見込まれることから、ボランティアなど、市民活動の支援を行うとともに、多言語対応の自動通訳機などのIT活用は有効な手段であると考えますので、先進事例等を調査・研究し、外国籍の市民も暮らしやすい街づくりを推進してまいります。

○角 麻子君

政府は、外国人との共生に向けた総合的対応策を昨年末にまとめ、外国人住民を孤立させず、日本人と同様に安心して生活できる環境を全力で整備していくと宣言しました。八街市を誰もが住みやすいと思えるまちにしていけるためにも、多言語対応への対策を進めていっていただきたいと思えます。

では、次の質問に行きたいと思えます。質問事項2、環境問題について、ご質問いたします。今回は、ごみの減量化について、お伺いいたします。

本市は、平成25年度から雑紙を収集しております。今まで燃えるごみとして出していた紙類を、雑紙として分別することによって、燃えるごみを減らすことができます。本市も、さまざまな手段で市民に周知しているところですが、そこで①雑がみ回収の状況はどうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

雑がみにつきましては、平成25年度から、ごみステーションでの回収を開始しております。平成25年度から平成28年度までは年間約3トンの回収にとどまっておりましたが、平成27年度から、雑がみの回収量を増やすために広報やちまたやホームページの活用、さらには、ごみカレンダーの内容等を充実するなど、広報活動を強化したことや、クリーンセンターに直接搬入する市民の方に、ごみ分別の徹底をお願いしてまいりました。

また、教育委員会と連携し、中央公民館での市民講座や、婦人会からの要請による出前講座の実施、家庭教育学級やPTAなどによりクリーンセンターの施設見学を積極的に受け入れることで、より多くの市民に直接周知することを推進してまいりました。

その結果、平成29年度には年間約9トン、本年度は1月現在で、平成25年度から平成28年度までの年間収集量の6倍の18トンの回収をしております。

資源ごみの回収につきましては、市民の皆様のご協力が不可欠と考えておりますので、出前講座や見学会をさらに積極的に実施いたしまして、雑紙を含めた資源ごみの回収量のさらなる増加に努めてまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。

収集量が1月で既に18トンと、大きく回収されているのは、市民に訴えてきた結果だと評価したいと思います。しかし、まだまだ、ごみステーションを見ているだけでも、雑紙が出されているようには、私は感じておりません。

ここに、平成29年度の家庭教育学級のまとめというのがあるんですが、この中にクリーンセンターの見学に参加した方の感想が載っています。ちょっと読ませていただきます。

「クリーンセンターの運用が多額の税金で賄われていると知りました。普段、燃えるごみや燃えないごみの分別は意識していましたが、まだまだ減らしていけるごみがあると気付きました。今まで個人情報の流出などを気にして、ノートやダイレクトメールは細かくして、ごみとして出していましたが、今後は古紙として出して、資源回収やリサイクルに協力できればと思います。」

それから、もう一人。「ごみの出し方で日頃、疑問に思っていることやわからないことを多数質問させていただきました。そこから、自分たちが分別しているやり方が間違っていることや、可燃物をもっと減らせるということがわかりました。今、ごみの処理にとっても費用がかかっていますが、私たちがきちんと分別したり、可燃物を減らしたりすることで、その費用を減らすことにつながることも勉強になりました。」など。

このように、たった1回で、参加者の意識がこのように高まっています。これは大変効果があると感じております。参加学級数を増やしていけば、それだけ多くの市民の意識が変わっていくのではないのでしょうか。

そこで、各学校の家庭教育学級にクリーンセンター見学会を積極的に取り入れてもらうように声かけはできないのか、伺います。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

家庭教育学級は教育委員会が主導しまして、市内の市立幼稚園、それから小・中学校で開設しておりまして、学級生であります保護者と学校が連携して、各学級ごとに家庭教育向上のための情報交換、そして学習などの運営をされております。

家庭教育学級の目的ですが、まず保護者が学んだことを家庭内で子どもたちの教育に活かすことと考えております。ただいま議員からご提案のありました雑がみの回収をはじめ、ごみの減量化やリサイクルの向上につきましては市全体で取り組むべき課題でありまして、子どもたちの教育にとっても大切なことと認識しております。今後も家庭教育学級において積極的に提案や周知をしてまいりたいと思っております。

また、家庭教育学級以外の各種講座におきましても、雑がみの回収、ごみの減量化、リサイ

クル等につきまして、周知の機会を増やしてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それから、お菓子の空き箱などの雑紙が多く出るのは、やはり子どものいる家庭だと思えます。その子どもたちの意識を変えることも、私は大きな効果があると思えます。

そこで確認なんですけど、小学校で、資源の勉強としてクリーンセンターの見学があると思いますが、そのとき、雑がみの話もされているのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

学校から見学に来られました対応につきましては、小学校4年生のクリーンセンターへの見学時には、ごみの分別につきまして、プロジェクターなどを活用し、わかりやすく説明を行っております。その中で、雑がみの分別や生ごみの減量につきましてのお話をさせていただいております。

今後も、子どもたちがごみの分別につきまして興味を持って学習していただけるように、取り組んでまいりたいと考えております。

○角 麻子君

多分、子どもたちは勉強した内容を親にも話していますでしょうし、また子どもたちはやはり素直ですので、積極的に行動してくれるはずですよ。ぜひ、今後も子どもたちに分別の大切さを伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に進みます。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロス、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。環境省によると、平成27年度の食品廃棄物は約2千842万トン、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられた食品ロスは約646万トンと推計されています。

既に先進国な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われております。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10（さんまる・いちまる）運動を進めています。

また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名です。京都市では、地方自治体として初めて、2020年までに食品ロスの発生をピーク時の2000年から半減させるという食品ロスの削減目標を示しています。家庭から出た食品ロスは、4人家族で年間6万5千円の負担になるとの市独自の試算を示し、食材を無駄にしないための啓発活動を展開しております。

また、国連は、2030年までに世界全体の1人あたりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。

家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店などで食べ残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、食品ロス削減のための啓発を進めることが

重要であると考えます。

そこで、②食品ロス削減の普及啓発はどのようにしているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことでございます。環境省によると、日本では平成27年度に約646万トンの食品ロスが発生したと推計しており、そのうちの約45パーセントにあたる約289万トンが一般家庭からの排出と推計しております。このことを踏まえ、環境省では一般家庭向けの食品ロス削減啓発資料「7日でチャレンジ食品ロスダイアリー」を発行し、啓発運動に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましても、広報やちまたなどを活用しまして、市民の皆様方に食品ロス削減につきまして啓発いたしますとともに、家庭教育学級等の見学会の折には啓発資料を配布し、普及啓発に努めているところでございます。

なお、平成30年6月に行われました市の食品衛生講習会で、飲食業を営む皆様に食品ロス削減の啓発資料を配布し、12月には八街商工会議所を通して、八街市食品衛生連合会に対して啓發文書の配布を依頼し、市内の事業者にも食品ロス削減の啓発に努めているところでございます。

今後も、各団体への周知や広報やちまた及びホームページなど活用いたしまして、食品ロス削減の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○角 麻子君

先ほども紹介した松本市では、2014年からは家庭版「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を開始いたしました。毎月30日を冷蔵庫クリーンアップデーとして、賞味期限、消費期限が近いものや、傷みやすい野菜、肉などを積極的に使って冷蔵庫内をからにすることと、10日を「もったいないクッキングデー」として、食べられるのに捨てていた野菜の茎や皮などを活用しようというものです。

また、保育園、幼稚園の園児を対象に環境教育を行い、保育士らが作成した紙芝居を通じて啓発しています。

また、30・10（さんまる・いちまる）運動は、コースターやポケットティッシュ、ポスター等を配布しての周知もしております。

食品ロスは、一人ひとりの意識を変える、もったいないの意識を高めることが大切だと思います。まずは、家庭からの意識改革を進めていくべきではないでしょうか。

そこで、各家庭の意識を変えていくためにも、もっと食品ロスに関しての広報に力を入れていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

食品ロス削減の周知につきましては、今後、市のホームページをさらに活用するとともに、

広報やちまたや回覧を活用するなど、さまざまな機会を捉えまして食品ロス削減につきまして積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

よろしくお願いいたします。

先日、公明党で水俣市の視察に行っていました。水俣市は、平成4年にクリーンセンターで中身の残った卓上こんろ用ガスボンベの爆発事故が発生したのをきっかけに、今まで燃えるごみと燃えないごみの2種類だった分別を20種類に増やしました。住民説明会は実に300回以上。粘り強く市民の意識を変えていき、現在は燃やすごみ、資源・粗大ごみ、合わせて22品目別になっています。分類の中には、生ごみを週2回、指定の袋に入れて収集される地域もあるほどです。

さらに、ごみを減らすため、市は、生ごみ処理容器キエーロを広めようと決めました。キエーロとは、家庭で簡単に生ごみが処理できる、シンプルな仕組みの生ごみ処理器です。土のバクテリアに生ごみを分解してもらうだけなので、電気を使わない、維持費がかからない、臭いがしない、虫がわきにくいという、とても楽なものです。

当初は、キエーロを購入費補助制度で広げようとしたのですが、なかなか効果が出ないため、平成29年度よりキエーロを、希望者に無料貸し出しを始めました。キエーロの使い方、実際に活用して生ごみの自家処理をしている方を情報紙に載せるなどの周知をし、平成30年12月には市内で850基が活用されるまでになっています。キエーロを使う家庭が増えれば増えるほど、ごみの処理費用の削減につながると、今後もさらに広げていきたいと、担当者は言うておりました。

そこで、③本市でも、生ごみを自家処理できるキエーロの活用はできないか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

キエーロとは、神奈川県葉山町在住のご夫妻が開発された生ごみ処理器の名称で、庭の土などを利用して、土の中にいるバクテリアなどにより、生ごみを分解させるものでございます。キエーロでの処理は、特別な菌などを購入する必要もなく、正しく使うことで、虫や臭いの発生もしにくく、土の量も増えないといった特徴もあるため、全国各地に広がっております。県内では、市川市、野田市などで生ごみ処理器の補助対象装置の中にキエーロを取り入れ、助成し、千葉市では、夏休み期間に小学生とその保護者の方を対象とした、家庭で使える生ごみ分解処理器、ミニ・キエーロのモニター事業説明会を開催したと伺っております。

本市といたしましても、生ごみの減量化につながる1つの方策であると考えられますので、この技術を活用した生ごみの減量方法について、調査・研究してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

キエーロは全国各地で広まっております。国立市では、市で独自に開発したプランターを利用したミニ・キエーロを作り、これまで約600人の市民の方にモニターとして参加しても

らっています。また、焼津市でも市民モニターを募集し、市内の特別支援学校の生徒が作成したキエーロを使用してもらい、感想をアンケートに記載し、提出してもらっています。キエーロを、市民にモニターとして参加してもらい、体験してもらおうとの動きが全国各地でどんどん広がっております。また、庁舎敷地内やクリーンセンターに実際に置いて使用し、市民の方に触れてもらい、その効果を目で確かめてもらっているところも増えております。

キエーロは簡単に自分で作ることもできます。古いたんすの引き出しを利用したり、大きなプリンターを利用したりと、条件さえ満たしていれば、材料費もあまりかからずに作ることができます。また、キエーロの作り方を講習会で紹介したり、市のホームページに載せたりしているところもたくさんあります。

そこで、再度お聞きいたします。本市でも、このようにモニター募集、現物を置く、作り方を紹介するなどの、キエーロを活用した取り組みができないか、今後のお考えをお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今後につきましては、クリーンセンターの見学会のときなどを利用いたしまして、キエーロの活用事例の紹介を行うことや、市のホームページでキエーロの作り方を紹介できるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

家庭から出る生ごみを減らすことが、燃やすごみを減らすことにつながりますので、前向きに検討をお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅でございます。

私は、1、健康問題の中で、主に風疹対策について、ご質問いたします。

また、2番目は介護問題、介護ではフレイル予防と男性の介護について、お伺いいたします。では、質問いたします。

昨年、首都圏を中心に風疹が大変流行いたしました。今でも裾野は広がっているようですが、患者は一昨年より31倍にも広がったということです。2018年、昨年12月5日の時点で患者数が2千454人、それが一昨年より31倍ということですから、単純計算して一昨年は79人、約100人未満から、2019年には2千500人近くにまで広がったということです。また、今日の新聞では、昨年は、12月5日時点で2千454人でしたが、昨年1年間では2千917人、さらに500人ぐらい増えているようです。

1962年4月2日から1979年4月1日生まれ、現在39歳から56歳の男性は風疹ワクチンの定期接種の機会がありませんでした。この年代の男性の抗体保有率は約80パーセ

ント弱と、低いそうです。

なぜ患者は、昨年、2千454人まで増えたのか。これはいろんな機関の想定というか、研究結果ですが、恐らく抗体保有率の少ない人から抗体保有率の少ない人に風疹の菌が、例えば外国へ行ったりして、うつってきたりとかした場合には、そういう人たちの間でどんどん広がっていったのではないかという説があります。

この年代の男性は1千610万人いるそうです。重要なことは、この1千610万人が、これから風疹の加害者になる可能性があるということです。

そして風疹は、インフルエンザより蔓延リスクが2、3倍も高いということです。男性は風疹にかかっても、知らないうちに治ってしまう人もいます。しかし高熱が出て、脳炎とか髄膜炎に重症化する大人もいます。

さらに、妊婦さんが妊娠20週頃までに感染すると、これはもう本当に大変なことで、先天性風疹症候群といって、さまざまな障害を持った子どもが生まれてきます。例えば心臓疾患、小頭症。かわいそうなことです。あと白内障、それから難聴などです。

昨年、埼玉県で、悲しいことに先天性風疹症候群のお子さんが生まれたという新聞記事を読みました。

そこで、厚生労働省は昨年12月11日、昨年12月11日に、定期接種のなかった39歳から56歳までの男性に抗体検査をし、抗体検査の結果、抗体のない人にはワクチン接種を2021年度末まで原則無料で行うという対策を発表しました。

そこで質問です。本市でも、39歳より若い人が抗体検査を無料で受けられるようにできないでしょうか。無料でできるように希望いたしますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、国が方針を打ち出しております39歳から56歳の男性を対象とした風疹抗体検査及びワクチン接種につきましては、国民健康保険加入者や社会保険加入者ごとに実施パターンが異なったり、居住する市町村以外の医療機関でも検査や接種を受けられるようにするなど、県、市町村、事業者団体、保険者団体等を巻き込んだ複雑な制度のもとに事業が展開されていくことが想定されております。

本市といたしましては、まずは市民が混乱することなく検査や接種を受けることができるよう、確実に事業をスタートさせることが最優先事項と考えております。

また、対象年齢外となる男性への抗体検査及びワクチン接種でございますが、現在、千葉県では、年齢制限を設けずに、妊娠を希望する女性のパートナーや抗体価の低い妊婦のパートナーを対象として、抗体検査を無料で実施しております。

なお、本市におきましても、国が進める施策と合わせ、風疹の蔓延防止に取り組むため、妊娠を希望する女性のパートナーや抗体価の低い妊婦のパートナーが抗体検査とワクチン接種を受けた場合に、ワクチン接種に要した費用の一部を助成する、本市独自の制度を開始いた

します。

○新宅雅子君

ありがとうございました。八街市でも無料で抗体検査を受け、抗体の少ない人、ワクチンが必要な人にはワクチンも受けられるという、そういうシステムが39歳以下の人にもあるというお話を伺いました。ありがとうございます。本当にこれは大事なことだと思います。

あと、例えば39歳から56歳の人というのは全国で1千610万人、全部を国がやるとしたらすごい数になりますよね、国からいろんなことを、周知の情報とかを流すのは。

例えば市内に、八街市内には大体39歳から56歳の人というのはどのぐらい、何人在住しているのか、お聞きいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

39歳から56歳までの男性の本市の住民登録者数は、2月6日現在で8千820人です。

○新宅雅子君

8千820人。ありがとうございました。

8千820人は大変なことだと思います。無料で、例えば、国で無料で2021年末まで無料で受けられますよというのを周知する、そういう情報をどうやって、例えば8千820人の人に周知するのか、その辺をお聞きいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

無料で抗体検査を受けられるという情報はどのように周知するのかというご質問ですが、まずは国の施策である39歳から56歳までの男性を対象とした風疹抗体検査及び予防接種につきましては、現在、国、自治体、医療機関等との間で実施に向けた調整が進められておりますので、詳細が確定した後に、国から各種のメディア等を通じまして正式に公表、周知が図られるものと思われまます。

また、対象となる方に対しましては個別に通知を行う予定でございますので、その際に詳細についてお知らせできるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、県が実施しております無料抗体検査につきましては、県のホームページや本市のホームページでもお知らせしているところでございます。なお、無料で抗体検査を受けることができる医療機関名等につきましても県のホームページで公開されており、本市におきましては10カ所の医療機関で無料検査を受けることができるようになっております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。若い人、39歳より若い方の無料検査ということで、伺っていいんでしょうか。39歳より若い人の無料の検査は県でもやっているということですが、例えばパソコンとか、ホームページで見てくださいといいますがけれども、若い人はホームページをとてとても上手に見られるのかもしれないけれども、その情報を受けられない人もいるのではな

いかと思いますが、やはりあくまでも自分でホームページ等を探して見ないと、探さないといけないのでしょうか。質問。

○市民部長（和田文夫君）

先ほども申し上げましたが、県の施策でございますが、本市で行う抗体検査につきましては、ホームページはもとより、メール配信、ポスター掲示、これは庁舎とか市の出先機関、市内の医療機関の方に掲示して周知を図りたいと考えております。

○新宅雅子君

若い方はホームページとかを上手にお使いになるかと思いますが、パソコンを利用できない人もいるかと思いますが。いろんなものでできるのかどうか、わかりませんが、使えるかどうか、とにかくどこで予防接種ができるのかとか、そういうことを明確にしていきたいと思うんです。

例えば、働き盛りの男性は土日、それから夜しか注射というのは受けられないと思うんです。昼間、例えば月曜日がお休みの会社ならいいですけど、普通の会社だったら月曜日とかウィークデーはちょっと難しい、休むのが。そういう方、本当に働き盛りの大変な、休めない方が抗体検査を受けやすい環境を、まず整えなければ、「はい、受けてください。ここでやっていますよ」、「何時から何時まで」、「9時から夕方5時までですよ」といっても、そのときに行かれない人が多いわけですから。例えば役所の方だっに行かれないでしょう、特別に休みをとらなければ。もっと厳しい仕事をしている人は行かれないです、10時から5時なんていったら、病院に。だけど、それをやらないと、何の効果もないと思うんです。だから、本当に働き盛りの男性がきちんと抗体検査を受けやすいような環境を、まず整えていただきたいと思います。これは夜間とか土曜日、休日も含めて、ぜひお願いしたいと思います。

例えば、私の息子で32歳の子がいますけれども、1度、3歳ぐらいのときに麻疹・風疹という、一遍に両方できるというのを私は受けさせたくて、麻疹・風疹ワクチンというのを。それから何年も受けていないわけで。この前、去年12月に近所の病院に土曜日に行ってきたそうです。そうしたら、抗体があるから大丈夫だと、そういうふうに言っていたんですけども。土曜日に行ける子ならいいですけど、土曜日だっに行けない人がいるかもしれない。

本当にそういう環境をきちんと整えてあげないと、加害者になる可能性というのは、いつまでたってもそこから、39歳から56歳の方が抜け出せないことになると思います。ですから、どうぞ、これからだと思います、国の施策も県もいろいろ、これから本当にみんな、市民のために受けやすいように、市民が受けやすいようにやっていただけたらと思いますので、どうぞ、その辺のところもしっかりと環境を整えていただきたいと思います。これは要望です、よろしくお願いたします。

あと次に、2番目、最後の問題で、フレイルの予防について、お聞きいたします。

フレイルというのは、なかなか聞きなれない言葉かと思いますが、日本語では虚弱、虚弱体質の虚弱を言います。心身の活力が低下して、介護を必要とする前の状態を言います。

例えば直角三角形があるとしますね。直角三角形の一番縦の直角の線は元気、健康。だんだん斜めに、一辺が下がっていくわけです、下に。一番下まで行ってしまうと、本当にご苦労さまという感じになってしまいますが。上からだんだんと、介護になる手前がフレイルという状態になります。介護にはならない、だけれども、どこかやっぱり加齢とともに体が動かなくなっていく。そういう状態を言います。

介護予防のためのフレイルチェックを2015年から取り入れているのが柏市です。柏市と八街市を比較するつもりはありませんが、市民のために何かできるんじゃないかということころで考えれば、それほど立派なことはしなくても、少しずつできるのかなと思っています。まず、フレイルチェックというのは気力、それから筋力、筋肉の力、認知機能などの低下に早期に取り組んで、適切な支援を受ければ健康な状態に戻ることのできる時期をフレイルと言いますので、健康な状態に戻すようなことをやります。

本市として、フレイルの取り組みというか、何かそういうことでやっていらっしゃることがあるのかどうか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

フレイルとは、加齢とともに心身の活力が低下した状態で、健康と要介護の中間の段階を指し、介護を要する高齢者が、このフレイルの段階を経て要介護状態になるといわれております。フレイルが起こる原因としては、運動機能、口腔機能の低下などによる身体的要因、認知機能の低下や、うつ症状が要因と考えられる精神・心理的要因、また、外出する機会が減少するなど、社会との接点が失われることが要因と考えられる社会的要因が重なり合い、引き起こされるといわれております。

本市では、このような3種類の要因の予防を目的といたしまして、平成20年度から介護予防教室と、介護度重度化防止推進員を派遣して実施する出張介護予防教室を開催しております。また、本年度におきましては運動機能の低下予防のため、全8回の運動教室を6会場で、延べ26教室開催しており、また、食生活の改善、口腔機能の低下予防のための栄養・口腔教室、閉じこもり予防を目的とした、尿もれ予防教室を開催したところでございます。

また、介護度重度化防止推進員を派遣して、高齢者の自主グループの活動を支援する出張介護予防教室につきましては、1月末現在で149回開催し、延べ1千497人の方が参加しております。

○新宅雅子君

市の努力、市のやっていらっしゃることに大変感謝いたします。

ただ、介護予防体操というのは、元気な人がやっても、フレイルの人がやっても、ちょっと介護度のある人がやっても、本当に誰がやっても、一生懸命に4、5分やれば、それなりの効果というのはあると思います。しかし、私のように運動習慣のない人間が続けていく、ずっと続けるというのは、介護予防体操というのは大変ハードルが高いといえますか、高くない人もいるんでしょうけど、運動習慣のない人間にとってはハードルが高く感じます。

フレイルチェックというのは、人から何をしなさいとか、こういうことですよと言われるのではなく、自分で自分をチェックする、自分の衰えに気付く、私はこういうところが衰えているんだ、筋力がもう今はないというような、自分に何が足りないのか、自分は何をどうしたらいいのか、そういうのを考えて自発的に健康づくりを進めることがフレイルチェック。だから、誰かに何かしろと言われるのではなくて、自らの気付きから始める。自分で自分に責任をきちんと持たなければいけない、誰かの責任にはできない。そういうのがフレイルチェックだと思いました。

以前、私は質問いたしました。しっかり食べ10品目とか、今日はこれだけ食べた。10品目は、豆とか野菜とか、それから海藻とか、そういうのをきちんと付けていくというようなことも私はとても大事なことだと思うし、今までの口腔チェックだとかも全部、フレイルチェックに、フレイル予防になっていくんだなと思っています。

例えば柏ではイレブン・チェックと名付けて、11項目の質問に答えるチェックシートがあるそうです。例えば、昨年と比べて外出の機会が少なくなりましたか、多くなりましたか。そのような質問だそうです。あとは、5秒間で「た」を何回言えるか、活舌の問題だそうです。あと、片足で椅子から立ち上がるとか。握力が幾つあるか、男性は26キログラム以上、女性は18キログラム以上というのが1つの基本になっているそうです。

1千何百人の方が参加していらっしゃるようですが、フレイル予防教室というのでも開催していただきたいなど、ただの介護予防体操ではなくて、いろんなフレイル予防教室も開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

フレイルの予防を目的とした教室の開催につきましては、先ほど答弁いたしました各種介護予防教室に加えまして、平成31年度においては、新たにストレッチ教室やフラダンス教室、認知機能低下予防教室などを計画しておりまして、新年度予算に計上しているところでございます。

今後も、高齢者が健康な状態で日々の生活を過ごすことができるよう、介護予防教室の充実に努めてまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

あとは、男性介護について、質問いたします。

2016年、ちょっと前になりますけれども、11月、千葉県だったので取り上げるんですが、千葉県香取郡神崎町で、まだ覚えている方もいらっしゃるかもしれませんが、民家で89歳の母親が首をロープで絞められて殺害されました。犯人は息子で、53歳。認知症のお母さんの介護をしていましたが、介護疲れから、本当に無意識のうちに介護疲れから犯行に及んでしまった、そういう事件がありました。

この息子さんは母親と2人暮らしで、11月に事件があったんですが、9月には会社を離職、

仕事をやめていました。これは介護離職といますよね。介護離職はしないようにと、最近はいろいろ言っていますが、とにかく介護のために会社をやめていました。

総体的に、いろんな方がいらっしゃいますが、男性は責任感が強い、それから弱音を吐かない、助けを求めようとしない、全てを1人で抱え込むなどの結果、介護困難になり、女性はコミュニティがありますからね、いろんな人に話をしちゃいますから、いろんな話を。けれども、男性は寡黙で話さない。そういうことで介護困難になって、虐待に及んでしまうようなことが多いようです。

平成28年の国民生活基礎調査では、今や介護者の34パーセント、3割が男性だそうです。そのうちの56パーセントが65歳以上だそうです。家事の一切を妻に託してきた企業戦士が、今や介護に直面しています。母親の介護だったりする人もいます、妻の介護の人もいるかもしれません。何歳で介護を始めるにしても、男性はどうしても仕事感覚を介護の現場に持ち込んでしまうそうです。スケジュールをしっかりと立てても、プランどおりにいかないのが介護だそうです。真面目な男性ほど介護に悩み、地域のことも全て担ってきた女性に対し、なれない家事、介護の現場で男性が大きな壁に直面して、地域からも孤立していつているそうです。

そこで、質問です。男性同士で情報交換や愚痴をこぼし合える場所を行政がサポートし、作っていただけませんか。（仮称）男性の介護教室というようなことですが、女性は行かない、男性だけ。女性が行くよりも話しやすいのかなと思いますので、その辺のところを、介護教室を開いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

要介護状態となっても、住みなれた地域で暮らすことが本人にとって活気ある生活につながるとされ、在宅サービス利用者の増加とともに、妻や親の介護を担う男性も増加しているものと考えられます。男性の介護は、女性と違い、介護の経験や適切な知識を習得する機会が少ないことから、心身ともに負担を抱えてしまい、地域から孤立してしまう可能性があると言えます。

現在、本市では、介護保険サービスを利用することで介護支援専門員が介護者から相談を受けるとともに、介護の方法に関しては介護福祉士等から指導を受けることが可能であることから、男性のための介護教室は開催しておりません。しかしながら、今後は介護を担う男性が増加することが見込まれるため、男性を対象にした介護教室の開催につきまして、近隣市町村の動向を見ながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

どうぞ男性も1人というか、孤立してしまうと、今度は介護している人の方がやっぱりいろいろ大変になってまいりますので、どうか男性の介護教室も考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、桜田秀雄でございます。

まず最初に、質問事項1、榎戸駅開業問題。事前の広報活動とその対応について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

榎戸駅橋上駅及び東西自由通路につきましては、平成31年1月21日より供用開始となりました。供用開始にあたり、事前の広報活動として、平成31年1月1日号の広報やちまたや市のホームページに掲載いたしました。さらには、JR東日本のご協力により、旧駅舎の構内外や、旧公衆トイレなどの目立つ箇所に多数のポスターを掲示していただき、駅利用者に対して周知を行ったところでございます。

また、12月の初旬には榎戸駅周辺整備促進協議会を通じまして、榎戸駅の周辺区である榎戸区、泉台区、みどり台区、並びに真井原の区長様に供用日をお伝えしたところでございます。さらには、12月20日に泉台区民センターで行いました榎戸駅周辺整備促進協議会主催の榎戸駅完成の説明会においても、1月21日から供用開始となることを、改めてご報告したところでございます。

○桜田秀雄君

今、市長が答弁されたように、1月21日から榎戸駅の橋上駅舎の利用が開始されました。当日、私も始発電車の前に榎戸駅に行きました。そして状況を視察させていただきました。駅には関係者の皆さんとともに、奥野衆議院議員や、あるいは山本県会議員なども来ておられましたけれども、改札口で利用者の流れを見ていましたら、西口からの利用者が約8割程度、東口から2割程度、このぐらいの乗降客の流れでした。私はちょっと想定外だったんですけども。そこで橋上の方から、踏切の方を眺めて見ましたら、いわゆる藤の台側から来るお客様、これは当然、何というんですか、前は踏切を渡っていました。駅舎ができたので、こちらへ曲がるかなと思っていたら、ほとんどの皆さんがやっぱり従来どおり踏切を渡ってました。泉台側からのお客様の中には、通り過ぎて踏切を渡って西口から入る、こういう状況がありまして、周知不足かなと、こんな思いをいたしました。

この運動に携わってきた泉台地区の皆さん、婦人の皆さん、この人たちも来ておりましたけ

れども、慌ててそこで道案内に立つというような光景も見られたわけでございますけれども。

そういう意味で、もう少し対応があったのではないかと、このように私は考えているんですけれども、その辺についていかがか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど市長が答弁しましたように、1月21日で供用開始になったわけでございます。榎戸駅整備事業を立ち上げる以前から、橋上駅舎の完成に向けてということで、その時点から橋上化になりますということで、当然、改札口には階段で上っていただいて、そちらの改札口のところへ行っていただくということを、完成前から、その旨については看板等で、当時、看板等で周知していたところでございます。市といたしましても、その辺で随分周知には気をとりまして、その辺を十分に周知させたという形でございますので、その辺については周知の徹底といたしますけれども、当初から、榎戸駅立ち上げから周知は、市といたしましては十分な周知をしてきたという考えでございます。

○桜田秀雄君

この事業は約15億円をかけた事業でございますけれども、式典は2月17日、使用開始は2月21日、そして西口広場、ロータリーを含めた供用開始は3月末、これを予定されておりますけれども、本当に言葉は悪いんですけれども、何か細切れでこそこそと物事を進めている、こんな思いを感じたわけです。市長は本当に物静かで、あまり派手なことは好きじゃありませんから、その辺から来るのかなと。あるいはまた、ただ単に工事の都合上でこのようになっているのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

西口の広場等も現在工事中でございます。1月21日に供用開始してから約1カ月ほどたっております。通勤通学者等の皆様方においても大分、駅の機能については浸透してきたのではないかとこのように考えております。ご指摘の西口ロータリーの整備については、ご存じのように現在工事を実施している状況でございますので、利用者の方々にご不便をおかけしておりますけれども、整備完了に向けて鋭意邁進しているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに考えているところでございます。当然、西口ロータリー広場等の供用開始前につきましては、利用者に対して周知を徹底したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○桜田秀雄君

市長はあらゆる催し物の場で積極的にこの問題を市民の皆さんに告知されています。私は、これは本当に市最大級のお祝いごと、このように捉えておりますから、大変喜ばしく思っておりますし、ですから自分でステッカーを作って、車に貼って、毎日、車で走り回っています。あるところに車を止めておりましたら、ご婦人が寄ってきて、榎戸駅は開業したんですかと。市長からも昨日、話がありましたように、亡くなった市議会議員さん、あの人が生きていたら本当に喜んだらうにと、こういう言葉をかけていただきました。

東京に小金井というまちがあります、市があります。議員定数は26名ほどでございますけ

れども、1人会派が8会派あります。既成政党の最大会派が5人ですから、1人会派が最大会派ということになります。議案によっては、採決してみなければ賛否がわからない、こういう緊張感に包まれた議会でございます。この議会の中に、「小金井をおもしろくする会」という名で活動している会派があります。本当にこの会派はユニークな活動を通じて、市民の議会参加、市政への参加を目指しております。

私も議会発行の議会だよりを市内20カ所以上の店舗等に置かせていただいたり、あるいは「街角出前カラオケ議会」、こういうふうに銘を打ちまして、単なる勉強会や情報の交換会だけではなく、カラオケなど、遊び心を取り入れ、市民の皆さんの議会参加を促す取り組み、これをしていきたい。このように今計画しております。

15億円もかけた事業ですから、式典はもうできないと思うんですけども、やっぱりお祝いごとですからね、やっぱりまちを盛り上げるという意味で、何か演出できないのかなと、このように思うんですが。3月末の全面供用開始、この日に何かそうした演出は考えておりませんか。

○建設部長（江澤利典君）

先ほども答弁いたしましたように、1月21日に供用開始いたしました。西口広場につきましては3月末というふうに予定しております。先ほども答弁しましたように、供用開始前については利用者に対して周知を徹底して、供用開始になりますということで考えておりますので、供用開始式等については考えておりません。

○桜田秀雄君

昨日の指摘の中で、経済建設部長の方から、落花生まつりについては八街駅周辺の街路灯にフラッグを付ける、こういう予定で予算を組んである、このようなお話がありました。

できたら、まだまだ榎戸駅ができ上がったことを知らない人がいっぱいいるわけですから、当日、3月の全面供用開始の日、から花火を5、6発、ボンと上げていただいて、市民の皆さんが今日は何の日なんだろうと思った直後に、防災無線でその旨を告知されれば、多くの市民の皆さんと一緒に祝いすることができるんじゃないかなと。また同時に、市民の皆さんも、榎戸駅を見に行ってみようかと、こういうことも考えられると思いますので、何らかの演出をして、まちを盛り上げていただきたい。このように思うんですが、再度ご答弁をお願いします。

○建設部長（江澤利典君）

桜田議員のそうした供用開始にあたってのイベントといいますか、そういうことだと思えますけれども、意見として拝聴しておきます。

○桜田秀雄君

次に、②ヘルメットの着用、貸与について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

工事におけるヘルメットは安全上必要で、監督者はもちろん、受託者にも着用を徹底してい

るところでございます。工事の際にはヘルメットの着用は必須でございますので、今回、榎戸駅周辺の整備工事の際にも、職員が工事に立ち会う際には着用しており、今後も、市内工事では安全を第一に考え、遺漏がないよう実施してまいりたいと考えております。なお、業務上必要な部署におきましては、おのおの必要数が配置されているところでございます。

○桜田秀雄君

橋上使用開始日、職員も2名ほど来ていたかなと、そのように認識しておりますけれども、もちろんJR関係者はみんな、ヘルメット着用でございます。僕も長年JRにいまして、その辺は徹底的に教育されておりますので、ヘルメットを着用しておりました。しかし、市の職員2名のヘルメット着用はございませんでした。

八街市の被服貸与規則、これを見ますと、ヘルメットについてはまだ、その中に入っていないと思うんですが、その辺をどのように考えているか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

確かに今、議員が言われたとおり、規則上には入っておりません。ただし、必要と認める被服、必要とするものについては貸し出ししろというふうに規定されております。この部分を活用いたしまして、今、関係部署、例えば土木関係とか工事関係のところについてはヘルメットの貸与をしているものでございます。

○桜田秀雄君

当然、労働安全衛生法の中では細かく決められておまして、ヘルメットの着用に拡大されます。大災害のとき、職員の皆さんはそれぞれ任務を委嘱されている。このように思うんですけれども、大災害の際、男女職員を問わずに、全職員が一丸となって職務の確保と、そして被災者に対する支援活動を行う必要がございます。議員も、政務活動費を使わせていただきまして、全議員、ヘルメットを用意しております。ヘルメットは今や、なくてはならないもの、このように思いますので、規則を改正して、全職員に貸与すべきである。このように考えますけれども、その辺を検討される予定はございますか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに大災害があったときに、どのような形で避難するのか、また職員が市民の方々を避難誘導するのかという点があると思います。今、八街市でも市役所の避難訓練等を行っておりますので、その中で今言われたヘルメットの着用がどこまで必要になってくるのかも、計画の中で調査・研究させていただきたいと思っております。

○桜田秀雄君

次に、質問事項2の市庁舎管理について、お伺いいたします。市庁舎の安全及び清掃美化について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第1庁舎耐震補強工事施工中の安全対策といたしましては、工事エリアを区画するための鋼板製仮囲いの設置、落下物対策としてのひさしの設置、工事車両及び来庁者を誘導するため

の誘導員の配置、駐車場内の制限速度表示、内部工事における間仕切りの設置等、来庁者が安全に通行できるよう、さまざまな安全対策を行っており、工事現場に関わるけがをしたとの報告は受けておりません。引き続き、工事完了まで安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

また、清掃美化につきましては、作業員による工事エリア内の定期的な清掃、誘導員による工事エリア外の掃き掃除などを実施しております。内部工事エリアにつきましては、作業終了後に清掃を実施しておりますが、工事期間中、通路として使用している第2庁舎において、清掃の行き届いていないところもありましたので、今後は、第2庁舎を含めた全ての工事エリアにおいて、清掃の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

質問通告したときには、第2庁舎から入らないと議会に来られなかった。現在は正面玄関から入れますので一件落着かなと思っておりますので、今、市長が言われましたように、工事期間中、けがのないように、また美化にも努めていただきたい。このことをお願いしておきます。

質問事項3の水道事業について、お伺いいたします。

水道事業について、基本計画の設定期間、現在は元号で行われておりますけれども、これを西暦に変更する考えはないか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市水道事業基本計画は平成30年3月に策定しましたので、策定期間を平成で表記しております。また、文書中に記載してある元号は、昭和、平成と表記してあるため、現在のところ、新元号が公布された場合には読み替えていただきたいと考えております。

なお、基本計画の見直し時には、元号もしくは西暦に変更しますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○桜田秀雄君

次に、②水道事業の民営化に対する考えについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部において、印旛地域末端給水事業統合研究会を立ち上げ、事業統合に向けた検討会を行っているところでございます。現在の進捗状況につきましては、末端給水事業の事業統合に係る基礎調査業務を行っており、また来年度は水需要、水源計画の精査、財政収支等の検討を目的とした、広域化検討業務を委託する予定と伺っております。

このようなことから、本市では事業統合し広域化を行うことを検討していることから、民営化については現在考えておりません。

○桜田秀雄君

基本計画については元号、そして水道の民営化については考えていない、このような答弁がございまして、市民の皆さんも一安心されたかなと、このように思っております。

実は、この2問については12月議会で提案されました水道基本計画の見直し、この中で質問させていただきました。ところが、委員長の方から元号とか、そうした問題は、民営化の問題、これは国の問題であって、議会で質問してはいけません、委員会で質問できませんと、こういうことで差し止められてしまったわけであります。先日も部長の方から答弁がありました。年号については市の判断で、自治体の判断でできる問題である。今日も市長の方からそういう答弁がありました。やはり、私たち議員は議会に来て市民の声を代弁するのが仕事ですから、やたらとそういう質問を差し止められてしまいますと、本当に市民の皆さんの期待に応えていけない、こういう状況が出てまいります。ですから、平成31年予算の審議も始まりますので、これからそういうリーダーの皆さんはぜひ配慮して、十分な質疑ができるようにご配慮を願いたい、このようにお願いしておきます。

次に、質問事項4、防犯灯について、お伺いいたします。防犯灯のLED化の進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、防犯灯の設置、維持管理を行い、安全で安心な街づくりの推進の一環として、夜間における通行の安全や犯罪の抑止に努めております。

今年度、本市で管理する防犯灯のうち、消費電力の大きい蛍光灯やナトリウム灯を一斉にLED照明灯具に交換することで省エネルギー化を図り、二酸化炭素排出量や電気料、維持管理費の削減などを目的に、八街市防犯灯LED化事業を実施しているところでございます。

本事業の進捗状況につきましては、平成31年2月7日現在、交換工事を行うLED化対象灯数は3千994灯となっており、このうち3千354灯が施工済で、進捗率は約84パーセントでございます。このほか、所有者確認など、さらなる調査が必要な場合もございますので、調査照合の結果次第で、対象灯数につきましては増減することもございますが、3月末までに事業完了できる予定でございます。

○桜田秀雄君

今、市長の方から、この事業については3月末までに工事完了見込み、こういう答弁がありました。

八街市の犯罪発生件数、これは皆さんもご存じのように、平成20年には1千435件ございました。しかし、平成30年度の速報値を見ますと473件と減少しており、人口1万人あたりの発生率を見ますと、八街は一時ワースト1という時期がありましたけれども、現在は28位と、本当にV字回復しております。防犯灯も、そういう意味では大きな役割を果たしており、LED化で明るくなりますので、ますます犯罪の防止につながっていくだろうと、このように期待しているわけでございます。

先日、作業員、防犯灯を交換している作業員に声をかけましたら、実は業者がなかなかいな

くて、3月末までにできるかなというような話も伺いましたので、質問させていただきました。年度内に完了するというので、安心いたしました。

次に、質問事項4の選挙制度、これについてお伺いいたします。政治活動用看板のサイズ、表記事項、標章について、公職選挙法ではどのようになっているのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

文書図画の掲示につきましては、公職選挙法第143条で規定されております。政治活動をする際、公職の候補者などの氏名や氏名が類推できる事項を掲示することは、一般には、通年で禁止されております。ただし、公職の候補者及びその後援団体などが政治活動のために使用する事務所に、当該候補者の氏名及び氏名類推事項、あるいは当該団体の名称を記載した立札及び看板を掲示する場合は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えない規格で、選挙管理委員会に枚数及び設置場所を届け出て、その際に交付される証票を立札及び看板に表示すれば、一定枚数を掲示することができます。

なお、この証票につきましては最長4年間の有効期限がございまして、現在使用しているものが平成31年12月31日期限となっておりますので、今年の秋頃に、証票の更新につきまして、ご案内を申し上げる予定でございます。

○桜田秀雄君

実はこうした問題を一般質問で取り上げざるを得ないということは、本当は恥ずかしいことだと私は思っています。しかし、過去何回か質問いたしましたけれども、それでも問題が解決していない。そういうことでずっと、この辺に私は問題はあるんだろうと思います。

サイズについては、今、説明がありました。例えば、今回の補欠選挙で入られた方も、こうした法律を守って、範囲内で看板を作ったりされています。やる気になれば、これはどなたでもできることですし、またやらなきゃいけない、このように私は考えているんですけれども。

例えば選挙公報、これに年齢を偽って書きますと後でいろんな問題が起こってくるんだろうと思いますけれども、政治用看板については問題ないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

表示内容についてということでございますが、市民に誤解を招くような表示につきましては、平常時における政治活動用看板等についての記載内容については、特に規制はございませんので、基本的に規制を受けないものと認識しております。

○桜田秀雄君

法律的には何ら問題はない、このように解釈してよろしいのか、再度お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙期間中につきましては公職選挙法で規制がございしますが、公職選挙法においても平常時については特に規程はございませんので、規制を受けないものであると認識しております。なお、個々の案件につきましては確認したいと考えております。

○桜田秀雄君

実は私の知り合いで、ネットの知り合いなんですけれども、四国のある市議会に女性議員がおられます。この方はまだ若いので、丸々議会最年少議員、これをキャッチフレーズにしておりましたら、ある支援者から投稿がありまして、最年少ということは、いわゆる経験が浅くて無知である、このことを自ら宣伝しているようなものですよ、ですから政策で勝負なさった方がいいんじゃないですか、このような投稿がありまして、翌日から削除されました。政治は年齢で行うものではありませんので、幅広く多種多様な議員がいてこそ住民の声が市政に反映できる、このように考えておりますので、的確なご指摘だと思って感銘を受けたわけでございます。

次に、のぼり旗に対する規制について、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

のぼり旗は、公職選挙法では立札及び看板の類にあたります。公職の候補者等の氏名や氏名が類推される事項を表示したのぼり旗は、政党の政治活動と見なされるものを除き、政治活動のために使用する事務所用立札及び看板、政治活動のためにする講演会などの会場において使用されるもの以外は使用することができません。政党名やスローガンのみを記載したのぼり旗は、選挙運動にわたらない限り、違反にはなりません。

なお、スローガンが記載されたのぼり旗を掲示することにつきましては、当該スローガンが選挙運動用ポスター、選挙公報、ビラに掲載されているなどする場合は、公職選挙法に抵触するおそれがありますので、市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会の中で注意喚起してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、答弁がありましたように、個人の写真や名前が入ったのぼりについては、選挙期間中は当然違法でございますけれども、公職選挙法ほど難しい解釈は、私はないと思うんですよね。今、まちかどに、選挙を控えていますから、国政選挙の皆さんのポスター、政党の皆さんのポスターが出ておりますけれども、これが違法かどうか、本当に説明できる議員は、私もちょっと説明できかねるんですけれども、いないと思うんですよね。

のぼりについて、告示3カ月前までは、いわゆる政治活動として認められる、こういうお話を伺ったこともあるんですけれども、その辺について法律ではどのようになっているか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

今、説明したところでございますが、政治活動に使用する事務所用の立札や看板、政治活動のためにする講演会の会場で講演会の開催に使用されるもの以外は使用できないということになっておりますので、政党名やスローガンのみを記載したのぼり旗は、選挙運動にわたらない限り違反とはならないというふうに認識しております。

○桜田秀雄君

先ほど答弁の中で、名前が入ってなくても表記された内容が候補者を特定される、こういう内容であれば違法ですよという答弁がありましたけれども、今年は市議会議員選挙もありますので、その辺を十分に説明していただきたい、このように思います。

次に、選挙ポスター作成経費について、お伺いいたします。選挙ポスターの作成経費について、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

選挙ポスター作成費につきましては、公費負担に上限はございますが、ポスターの作成方法や制作にかかる費用について制限するものでございませぬので、選挙に際しまして、どのようなポスターを作成し、その制作にどの程度の費用をかけるかは、候補者が自由に決定すべきものであり、これを尊重すべきものと考えます。

選挙運動用ポスターは、認められた範囲の中で、さまざまな工夫を凝らし作成されており、サイズなど一部を除き、制作の基準がないこと、印刷事業者の規模または技術力、印刷の方法などにより単価が異なることから、市場調査を実施し適正価格を求めることは困難なものと考えますので、現時点では千葉県及び県内市区と同様に、公職選挙法の規定におけます国政選挙に準じた基準であります上限額を改正することは考えておりませぬ。

なお、昨年11月の選挙におけるポスター作成に係る公費負担額は、市長選挙が23万3千800円で、上限額の60.87パーセントであります。また、市議会議員補欠選挙が26万6千752円で、上限額の68.88パーセントでございました。

○桜田秀雄君

平成19年の選挙、私も平成19年に出てきたんですけれども、この選挙では立候補者の過半数以上の皆さんがいわゆる52万5千円かかった、こういうことで公費の上限額を請求されました。中には、印刷業者からキックバックを受けていたとして社会問題になりましたけれども、これは錯誤によるものということで処理されております。

前回の請求額を見ますと、最も低い請求額は19万2千500円で、高い数字は37万9千925円、その差は18万7千870円で、約2倍の格差がございませぬ。特に、ある政党の皆さんは、平成19年の選挙では52万5千円かかったとして上限額の38万7千273円を請求されましたけれども、次回の平成23年の選挙では約半分に近い22万5千450円、そして平成27年度の選挙では19万2千500円を請求され、20万円を切っております。これはすばらしい努力の積み重ねだなど、このように高く評価しているわけがございませぬ。

選挙管理委員会は過去の議会答弁の中で、市の財政を考慮して節税、節減への努力を呼びかけておられます。印刷業界の皆さんも、20万円前後で十分にもうけさせてもらっている、このようなお話を伺っておりますので、立候補説明会等でも積極的にアプローチして、節税、節減に努めていただきたい、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

ポスター作成費につきましては、県及び県内市区と同様に公職選挙法の国政選挙に準じて条例を定めたものでございます。ただし、立候補説明会等で市の財政状況を承知していただいている状況の中で、経費削減に協力をお願いしたいと考えております。

○桜田秀雄君

今回、先ほど答弁がありましたように、20万円前後で補欠選挙はやられている、このような話もありますので、ぜひ20万円前後でお願いしますと言えば、当然できるわけですから、議員の皆さんも努力すべきであろうと、私は考えております。

次に、八街市は小規模工事等契約希望者登録制度を作っております。これは小規模事業者への受注機会の拡大や小規模事業者の育成、地域経済の活性化に寄与するものでございまして、この制度創設については議会側からも、議員の方からもたびたび質問があつて、できた制度でもある。このように理解しております。

印刷業界も、やはりほとんどの皆さんが小規模事業、小規模経営でございまして、委託先を、やはりこうした市内の事業者へ委託して、市内の経済活性化につなげていくべきだろうと私は考えておりますけれども、その辺については選挙管理委員会はどのように考えているか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

市内業者育成の観点もございまして、その点につきましては立候補説明会等で地元企業で作成いただけるよう、各陣営にも協力をお願いしたいと考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ市内業者にみんなで委託して八街市を元気にしていきたい、このように私も考えております。

次に、選挙ポスター作成費、これはポスターの作成にしか使えないお金でございまして、リーフレットやチラシなどの印刷は当然できません。業者によっては、地元の業者はわかりませんが、県外とか市外の業者によりまして、いわゆる込み込みでということで声をかける業者がいらっしゃいます。これは柏市でも大きな問題になりました。当然、発覚すれば、当選後、職を失うわけですから、その辺についても説明会の中では親切丁寧に説明していただきたい。このように思うんですが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

公費負担につきましては、特にポスター作成費につきましては現在、内訳書を添付しておりますので、その点も説明会の中で十分説明していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしくお伺いいたします。

次に、②選挙チラシの解禁について、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

平成29年6月の参議院本会議において、地方議会議員選挙におけるビラの配布を解禁する

ための改正公職選挙法が可決され、市の議会の議員の選挙にあたっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ4千枚が頒布可能となる、公職選挙法の一部を改正する法律が平成31年3月1日に施行されます。

市議会議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充することは、政治への関心を深め、投票へとつなげる大変重要なことであり、政策ビラの頒布も1つの方法であると考えております。ビラの作成費用につきましては、市長選挙において公費負担とすることが条例で定められていることを踏まえ、市議会議員選挙においても、より多くの候補者にビラの作成を促すため、作成費用を公費負担とする条例の一部改正を、今年の9月議会で行ったところでございます。

なお、選挙運動用ビラの表面には必ず頒布責任者の氏名、住所、印刷者の氏名、住所を記載し、かつ、選挙管理委員会が交付する証紙の貼付が必要となっております。

○桜田秀雄君

全国の市町村の中では、いまだ選挙公報すら配れない、こういう自治体が数多くございます。そうした中で、新たに選挙チラシの導入をしていただきまして、大変ありがたいことだと、このように思っております。

議長、自由通路について抜けたかなと思うんですが。

○議長（木村利晴君）

自由通路は抜いています。

○桜田秀雄君

抜けていますか。よろしいですか。

○議長（木村利晴君）

時間はあります、5分。

○桜田秀雄君

すみません。

次に、榎戸駅の自由通路、これについてお伺いしたいと思います。

自由通路側壁を活用して市民ギャラリーの掲示板を設置していただきたいと思うんですが、その辺について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

東西自由通路の幅員は、平成24年に策定した榎戸駅基本計画により、平成24年の乗車数から将来の想定乗車人数を策定し、道路の移動円滑化整備ガイドライン等を算定根拠として決定されたものでございます。

この幅員は必要最小限の4メートルとなっておりますので、幅員を削減するショーケース等を設置しての掲示は困難であると考えます。しかしながら、市民へ周知することができる掲示板は、本市にとっても有意義なものと考えことから、壁かけ式掲示板の設置について、JR東日本千葉支社と協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、榎戸駅の自由通路の供用開始に伴い、八街ロータリークラブ様より、自由通路内に時計1台を寄贈していただくことになっております。

○桜田秀雄君

昨日、石井議員の方から榎戸駅の利用者状況がありました。多分1日で2千100人前後、このように理解しておりますけれども、榎戸駅は平成9年に無人駅から業務委託駅へ変更されております。

橋上駅舎計画の中で、例えば西口から、あるいは東口から、どのぐらいの利用割合があるのか、その辺については調べたことはございますか。

○建設部長（江澤利典君）

ちょっと手元に人数等はございませんけれども、先ほど申しましたように、前日の石井議員の数字が今の榎戸駅の使用人数、乗降者数ということになっております。

○桜田秀雄君

榎戸駅も多くの皆さんが利用されております。八街駅自由通路のように、本来は市民ギャラリー、このようなものが欲しかったんですけども、財政とか、いわゆる設計の都合でなかなかできなかった。簡易なものは作っていいこう、そういう方向性が見えておりますけれども、ぜひとも作っていただきたい。

そして、八街駅には議会のコーナーを設けさせてもらっておりますけれども、議会の方も、今は特別委員会を2つ作って、積極的に市民の皆さんにPRしていいこう、このような取り組みをしておりますので、ぜひ榎戸駅にも、そうしたコーナーを作っていただければ大変ありがたい。このように考えておりますので、ご検討を願いたいと思うんですが、いかがですか。

○建設部長（江澤利典君）

ショーケースということでございますけれども、当時、平成24年に榎戸駅基本計画策定業務の中で東西自由通路部分の通路の幅員とか、そういうものについて算出しております。それに基づいて自由通路の階段部分、通路部分、それぞれ積算されております。通路部分については車椅子とか、そういうものもございまして、その辺を含めた形で通路部分については3.25メートル、階段部分については3.75メートルというふうになっているんですが、そのほかに榎戸駅、八街駅もそうなんですが、視覚障害者用の点字ブロック等がございます。その幅も考慮した形で通路部分、階段部分を積算した形で完成に至ったわけですので、現在の自由通路の、特に通路部分については歩行者連絡通路ということで、ショーケースについては難しいというふうにご検討しているところでございます。

○桜田秀雄君

八街駅には階段の方に有料掲示板が結構ございます。1カ所、1カ月1万7千円程度ですか、徴収しているわけで、階段等を利用すれば、さまざまなケースが考えられるのかなと思います。財政の方に寄与できる部分もあろうかと思っておりますので、ぜひ階段の方も含めてご検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは私は、今議会では3点にわたりまして質問するものであります。1点目は防災計画について、2点目は公共交通の充実について、3点目に道路整備について、お伺いするものであります。

まず初めに、市民の安全を守る地域防災計画を求めるものでございます。

まず、本市の県北西部直下地震の想定について、ただすものであります。昨年の6月議会で防災アセスメントに示された、県と同じ県北西部を震源とする震度6弱の設定に対し、八街市直下の震度6強となる震源地に見直しを求めたところではありますが、市長は、県調査との整合がとれ、交通や通信などの広域的な被害による影響についても検討することができるかと答弁され、今回の地域防災計画の修正でも、県の県北西部震源地とするとしています。

県が県北西部を震源地と決めたのは、県内でも人口密集地であり、最大の被害をもたらすと仮定したためであります。地震発生の可能性が高いわけではございません。県北西部地震も、また各市町村直下地震も、その発生確率は30年以内で同率の70パーセントということが指摘されているわけです。

国の中央防災会議は市町村ごとの最大震度の表を示しており、八街市は6強となっております。国は、今後、地震、津波の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を検討していくべきであると指摘しております。

こうした教訓や指摘に学び、改めて八街市直下を震源地とするよう見直しを求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の地域防災計画の被害想定につきましては、平成30年6月議会で答弁いたしましたとおり、県北西部直下地震を想定した防災アセスメント調査をもとにして、県調査との整合も

考慮した計画で修正作業を行っております。

本市では直下に活断層が確認されておらず、市直下地震を想定する場合、任意に断層を設定することとなり、断層から離れると揺れが小さくなり、地震動による揺れも小さくなります。このことにより、断層周辺の建物被害のみが大きくなり、周辺域は安全に見えるといった、誤った情報の発信となることが考えられます。

このことを踏まえまして、防災アセスメント調査時には、県北西部直下地震のほかに、大正型関東地震、市域では最大規模の地震を対象にした防災リスク対策地震の被害も検証していることから、想定外の震災が発生した場合においても対応できる防災計画になっているものと認識しております。

また、市民の方々への防災意識の向上を図るために、建物全壊率の算出等も実施しております。防災アセスメント調査時に作成いたしました、地区別防災カルテにより、市で想定される最大の震度分布を公表し、地震への備えを促しているところでございます。

今後におきましても、国や県の地震に対する被害想定調査の動向及び震災対策関連の法改正等に注視し、逐次、地域防災計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私は、市長の答弁をお伺いいたしまして、改めて本当にこういう計画づくりでいいのかという不安を感じたところであります。

と申しますのは、この間の地震の発生、2016年熊本地震では、全国地震動予測地図のデータには反映されていなかった30年確率7.6パーセントという予測のもとに震度7の地震が起こっているわけです。それから、昨年9月、震度7を記録した北海道胆振東部地震。ここでは北海道厚真町が全国震度予測地図で、30年以内に震度6弱に見舞われる確率が1.6パーセント。このように言われていたんですけども、震度7を記録した。今や、どこで大地震が起きるのか予測がつかない、これが一般的な考え方になってきているのではないのでしょうか。

千葉県地域防災計画は、平成27年度、国の指針を引用した上で、各市町村直下の地震を算定し、県北西部を震源とする震度とも比較し、それらの最大震度を防災リスク対策用震度とし公表しています。八街市は震度6強。こうした見解をどのように受け止めているのか。八街市だけが安全であるかという保障はあるのか、その辺について、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

確かに今ご指摘がございました地震に対しましては、いつどこで、どのような地震が起こるのかわからないということでございます。

今回の地域防災計画の修正案につきましては、パブリックコメントを実施しております。このパブリックコメントの中では、市民の方からいただいた意見として、平成25年の中央防災会議では、八街市の震度6強としていると。ということで、北西部直下地震ではなく、本市の直下地震を想定した震度6強での防災計画が必要ではないかということのご指摘を受けております。

私たちもこの意見をいろいろと検討を今しております、今回の防災計画の想定地震につきましては、県とも整合を合わせてということで、もちろん市や県の北西部直下地震として修正をいたしますが、ただ、八街市直下で、マグニチュード7クラスの地震が発生する可能性があるということも、この中で記載をしていきたいと。そして、マグニチュード6、7クラスの地震が発生した場合は、千葉県北西部地震を上回る被害が予想されるというような表記をさせていただいて、市民の方に注意喚起をしていきたいと。

ただし、今後の地域防災計画の見直しにつきましては、修正等行う場合には、国、県、それから県内の他市町村の動向等を調査させていただきながら、本市に見合った防災計画をしていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

パブリックコメントの中では、市民の皆様方からそういった心配の声が挙がっているということですから、これは本当に、県の計画に従うのではなくて、八街市の市民をいかに守るのか。そういう計画が求められているというふうに思うわけです。

既に八街市は、この防災アセスメントで、本市で最大規模の地震が発生した場合は、全域で震度6強の揺れが想定されるということも言っているわけです。言いながら、県北西部の地震に合わせていると。これは先ほども言いましたけれども、県の北西部では、震度6弱になっていますね、八街市は。しかし、八街市が直下ということになりますと6強。この被害の状況はどうなるかという、6弱だと家が全壊してしまうというのは230棟だ。重傷者は30人、死亡者はいないと。しかし、6強になりますと、家の全壊は2千900棟。そして、死者は200人になると。この全壊倒壊で見ると約1.3倍。この被害の差が出てくるわけです。先ほど部長は、まあそういうこともあって表記しますよということをおっしゃったんですが、それでは不適合ではないか。市民に6強の場合は、このような被害が及びますよ。だから皆さん、防災対策をきちんとやりましょう。このようにもっていくのが、八街市の計画ではないんですか。

本当に今の県の計画に合わせるような、県の北西部に地震が発生した場合は6弱ですよという、こういった被害の少ない方向でよしとする、そのあり方、これでは市民の命や安全を守ることができない。そして、防災行政に緩みを生じさせていく。このように感じるわけですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

もちろん、震度6弱と震度6強での被害というのは、大きく変わってくると思います。

現在、この地域防災計画の修正を出させていただいておりますが、この防災計画の中で出しております対策方向、対策の内容につきましては、震度が6弱であろうと6強であろうと、対策の方法については変わりはないわけです。ただ、今言っています被害、これ防災アセスメントの方ですが、被害状況につきましては、変わってくるということですので、平成29年に防災アセスメント調査をしておりますので、被害調査については、そちらの方の調査をし直さないと、実際の被害がどのくらい出てくるのかというのは、はっきりしてきません。

ただ、先ほど申しましたとおり、市民の方々に対する防災意識、それから、防災対策につきましては、この計画の中でも、十分できるというふうに私は考えております。

○丸山わき子君

市民に対して、曖昧な表記はまずいというふうに思います。

市長は先ほども、答弁をされましたけれども、県との整合性を合わせるんだというふうに言っていますけれども、県は県ですよ。八街市は八街市、だから、地域防災計画と言われていられるでしょう。八街市の八街市民を守るための、そういった内容にしていくべきではないでしょうか。

そういう点では、私は、本当に早期の見直し、再度、修正をかけるべきであるというふうに思います。そういう点で、市長、もう一度お伺いいたします。本当に今の県の計画をそのまま、では八街市もそうします、でよろしいのでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁をしましたとおり、逐次、地域防災計画の見直しの検討をしてみますと、答弁しておるところでございますけれども、実は、先般、消防組合議会の中で、八街市選出の議員の方が、大震災、大規模災害発生時について、質問していただいております。

要するに、佐倉市、八街市、酒々井町連携の中で、市民・町民の安全・安心を図るということでありまして、ちょうど、丸山議員の思いが、そういった消防組合議員の中で質問をされております。大規模大震災、大規模災害発生時には、災害対策本部を設置した場合、どう二市一町及び消防団並びにいろいろな連携を図り対応するのか、あるいは、大規模大震災災害発生時に現在の消防組合の中で、どのような中で想定考えて、実践訓練等も実施し、計画するのかということでありまして、実は、消防組合の方でも、消防活動が現有消防力で対応できないと判断される場合は、構成市町消防団の連携、千葉県消防総合応援協定に基づく県内消防本部への応援要請及び緊急消防援助隊に応援要請を行う。また、地震による災害が発生すると予想される場合は、消防組合、地震対策特別計画に基づき、消防本部に地震災害対策警防本部を設置して、二市一町の市民の安心・安全を図るというようなことで、連携をとらないと、一市だけではできないということが想定されますので、そういった努力もしております。先ほど申し上げましたとおり、丸山議員の指摘どおり、逐次、防災計画の見直しを検討してみます。

○丸山わき子君

逐次と言われましたけれども、30年以内といわれてもう既に経過しています。本当にいつ大きな地震がやってくるのかわからない。逐次という言葉が、私は大変不思議な言葉だと思います。本当に市民の安全、命を守る、その立場に立つ市長が本気になってこの問題を考えなければならないというふうに思います。

習志野市、千葉市、それから東金市、印旛郡市では、印西市、富里市などは、市独自に直下地震、震度6強ですね。これを算定して、防災計画を策定しています。もう既に全国で経験した大変予想もしない大きな地震があったわけで、こうした経験も踏まえて、早期の見直し、

これをやるべきではないかなというふうに思います。

救援に関しては、広域で連携して対応していくというのは、それは本当に当然という言い方は失礼ですけども、それは広域で協力し合うといいと思います。しかし、その前に、どんな計画のもとに市民と一緒に防災計画、減災対策を進めていくのか、その基礎となる計画をきちんと立てるべきだというふうに思います。

この間も八街市は6強という、そういう発表もしてきているんですね。発表しているにもかかわらず、一步下がった形での今回の修正をしようとしているわけです。これでは、市民は納得いかない。やはり市民の皆さんからのパブリックコメントがあったように、やはり早期の逐次ではなくて、早期の着手で見直しを図るべきだと、このことを重ねて、私は申し上げておきます。

次に、避難所についてお伺いするものであります。

指定緊急避難場所、それから指定避難所の収容可能人数の適正化について、お伺いするところなんですけれども、これは、既に市の方が屋内・屋外の収容可能人数を示しているわけなんですけれども、これは、どのような基準のもとに、この収容可能人数を示しているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

従来の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となりました。このため、平成25年6月の法改正では、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されました。

平成29年度に実施しました八街市防災アセスメント調査では、指定緊急避難場所・指定避難所の収容可能人数の算出につきましては、まず、土砂災害や洪水の災害に対して危険がないこと、耐震性があることなど、安全性を確認した上で使用可能面積を算出しております。使用可能対象面積につきましては、屋外は校庭などの面積の9割を対象とし、屋内につきましては、利用できる部屋ごとに面積を算出し、さらに通路等のデッドスペースとして15パーセント分を考慮し、実際に利用できる面積を対象面積としております。

一人当たりの必要面積の設定につきましては、屋外は緊急時の避難との考えで、1平方メートルが一般的であり、屋内の避難施設では、消防庁の基準の1.65平方メートルや、千葉県の避難所運営の手引きの4平方メートルなどがありますが、絶対的な決まりはなく、各自治体の裁量に委ねられています。

本市における収容可能人数につきましては、屋外は緊急的な避難を想定し一人当たり1平方メートル、屋内の避難施設を一人当たり2平方メートルとして算出しておりますが、屋外の対象面積を9割としたこと、屋内については、通路などのデッドスペース分を15パーセント考慮していることなどから、千葉県の必要スペースを差し引いた避難者一人当たりの必要

な占有面積2平方メートルを満たしており、適当であると考えております。

○丸山わき子君

この避難所に関しましては、八街市は、ほとんどが指定緊急避難場所と指定避難所と兼ねているわけですね。この避難所に関しまして、特に屋外、学校のグラウンド等については、南中学校は使用可能人数が1万6千人、八街中学校は1万人、中央中学校は1万4千人、北中学校は1万3千人、体育館では中央中学校が1千900人、八街中学校が1千500人、実住小学校が1千500人など、1千人を越す数字が示されています。実際に避難するのは、物ではなくて人なんです。こういった数字は、本当に避難する場所として、非現実的な数字ではないかなというふうに思うわけなんです。

避難先は、より安全であり、そしていろいろなショック等を受けて、避難場所に行く方は多いと思います。こういった点でも、きちんと受け入れられる、そういう、ゆとりのある室の確保が優先される、そういった適正な計画にしていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、その辺については、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われました避難所・避難場所につきまして、避難場所につきましては、屋外で例えば建物等が近くにない、大きな広場的なもの、例えば公園、今言われました学校の校庭等に指定しております。1平米当たりがいいのか悪いのかという問題も出てくると思いますが、先ほど市長から答弁させていただきましたとおり、一時的に避難をしていただく、地震等の災害が治まった時点では、そこから移動するという考え方からの避難場所でございますので、1平米程度が一般的と言われております。

避難場所・避難所につきましては、いろいろな地区、いま指定場所として27施設指定させていただいておりますが、その中で、一人当たり何平米がよろしいのかと、そのデッドスペースを除いて、それで十分なのかと言われるとなかなか難しいところもございますが、これが大体、今、消防庁で指定しているような数値も出ておりますし、旧建設省の方の数値という形で出てくる数字でも、この数字が大体妥当な数字だということが出ておりますので、この計画の中で入れさせていただいているところでございます。

○丸山わき子君

これ実際に1平米といたら、立っていなくてはいけないのではないですか。2平米、屋外、2平米といたら畳1畳、果たしてそれで、避難所と言えるのかなと。緊急だからといって、その緊急がどこまで時間的に、どこまでそこにいなければならないのか。私、これ大変、無責任だと思います。

これがわかれば、市民はそんな窮屈なところには行けない、避難しない市民もあるのではないですか。避難所はこれだけありますから、どうぞこちらに避難してください。それが本来の計画だと思います。

佐倉市は、体育館と教室を利用して、一人4平米を確保しています。やはり、これだと安心して、4平米あるなら、では避難しようか、そういう気持ちになろうかと思えます。ぜひこ

の収容人数に関しては、今すぐ再検討すべきだということを、私は強く申し上げておきます。

それから、避難所の問題で、今1つ、みどり台、真井原区、泉台、榎戸区の住民は約6千人いるわけです。避難先である北小学校、屋内はわずか846人しか収容できない。そういう状況です。これは2平米で計算されているんです。やはり、こういう大きな人口を抱える地域に対して、あまりにもこれは雑な計算ではないですか。本当にこの6千900人いるこの地域に対して、もっときめ細かな避難所の確保、これが必要ではないかというふうに思うわけなんです。そういった点では、こういう対応というのは、どんなふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われましたとおり、避難所につきましては、やはりまず、ご自宅にすることが危険だということで、避難場所、その次に、避難所に移動していただく。避難所につきましては、一応、うちの方で指定しているところにつきましては、ほとんどのところが耐震的に問題がないところであるというふうに、学校の体育館であればです。そういうところについて指定をさせていただいております。

そういうことから、大体、平米的にいくと2平米程度しか取れないということになるんですが、場所的になかなか指定をする場所が避難所として指定する良好的な場所がないというところもございますので、ここについては、研究させていただきたいと思います。

○丸山わき子君

ぜひ、研究いただきたいというふうに思います。

特に、時間がないですね。

次に、熊本地震の経験から、乳児・高齢者がいる家庭、または、プライバシーの確保等の理由から車中泊の避難者が大変多かった。大変特徴的な避難の形態だったというふうに思います。こうした新たな避難行動も視野に入れた避難場所の対応が求められているのではないかなというふうに思いますが、その辺については、どんなふうにご検討でしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推測されております。

先ほど丸山さん高齢者の対応ですね、違うの。

○丸山わき子君

次の質問です、それは。

○市長（北村新司君）

高齢者の対応だからいいんでしょう。

○丸山わき子君

次の質問ではないかな。

○市長（北村新司君）

今、高齢者と。

○丸山わき子君

ちょっと違うんだけど、避難所の問題なんだけど。

○市長（北村新司君）

避難所の問題なんだけど、高齢者について質問されましたので、今答えているところです。

続けます。高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者や、これらの人々のうち、自ら避難することが困難で避難の確保を図るために、特に支援を要する避難行動要支援者は、自ら必要な情報を取得することや、状況を判断することなど、安全な場所へ自力で避難することが困難であり、災害発生時に被害を受けやすい立場にあるため、避難支援等の充実・強化が求められておりまして、本市におきましても、非常に重要であると認識しております。

本市の防災計画では、老人福祉センター、つくし園が福祉避難所設置予定施設と位置付けられておりますが、福祉避難所の指定がされていないため、緊急対策として、平成29年5月19日に、市内外の13の民間施設と、災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定を締結したところでございます。

現在、実効性のある避難支援体制の構築のため、福祉班、厚生班、医療班を構成する市民部におきまして、施設整備、各種マニュアル、全体計画、個別計画等の作成準備が始まっております。要支援者支援の拠点として、老人福祉センターを福祉避難所として指定する予定であります。

また、居住地に近いコミュニティセンターや幼稚園の活用につきましては、災害時の対応には、非常に多くの人員が必要となるため、本市が職員を派遣する指定避難所に加えまして、地域のコミュニティセンターなどに職員を派遣して避難所を開設することは非常に難しいものと考えております。本市といたしましては、それぞれの地域でコミュニティセンターや、あるいは公民館などの集会施設を一時避難所に位置付けた上で、災害時には、地域の皆様に避難所として開設していただき、近所の高齢者、障がい者を一時的に受け入れていただきたいと考えておるところでございまして、また、現在、本市が結成促進を進めております自主防災組織につきましては、地区のコミュニティ施設を拠点として、活動を行うことになっております。自主防災組織がある地区につきましては、自主防災組織にご協力をいただきまして、自主防災組織がない地区につきましては、八街市総合防災訓練の実施などを通して、自助・共助の重要性や自主防災組織の結成などを働きかけてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

次の答弁をありがとうございました。

その前に、先ほど申し上げましたように、避難所の問題でございます。熊本地震での経験は、本当に車中泊の避難者が大変多かったというようなことで、新たな避難行動も視野に入れた避難場所の確保が必要ではないかということをお伺いしたわけです。

今回のこの避難場所につきましては、屋外は広い敷地を持つスポーツプラザ、あるいは東部・西部・北部・中央グラウンド・榎戸サッカー場など緊急避難場所から外されているわけです。全ての公共施設を利用するようを検討すべきではありますが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われました、例えば、東部グラウンド等につきましても、今後の検討とさせていただきますと考えておりますが、今言われた中では、例えば車中泊になりますが、車中泊ですと、避難所の中にいられない、皆さんに迷惑をかける方もいらっしゃるということで遠慮する方もいらっしゃる。また、皆さんの中で、生活したくないということで、車中泊される方もいらっしゃるということです。その内容につきまして、いろいろな意見を聞きながら、皆さんに合った形の避難所としていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ペットがいるとか、高齢者がいるとか、子どもが小さいとかというような、いろいろな事情がありまして、今は避難の形態が変わっていると。ですからそういった形態にも合わせた対応策を、ぜひさせていただきたいし、今、全然計画には入っていない公共施設、こういった施設の活用を大いにさせていただきたいというふうに思います。

次に、今、市長が答弁いただきました障がい者・高齢者への対応策についてであります。現在、要配慮者、障がい者の方とか、高齢者の方、今現在、どのくらいの方がいらっしゃるのか答弁させていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

平成31年2月15日現在の避難行動要支援者名簿登録者数は、要介護1から5までの方が1千632人となっております。うち災害時だけでなく、平常時から名簿の情報の提供について同意をいただいている方は737人となっております。なお、要介護認定を受けておりませんが、希望登録をした方は728人おりまして、合計で2千360人となっております。

○丸山わき子君

後は、障がい者関係は、時間がなくなってしまう。

○市民部長（和田文夫君）

障がい者の避難行動支援者につきましては、本市では、地域防災計画の定めるところにより実施しておりまして、支援者につきましては、身体障害者手帳1級または2級を所持している方、療育手帳④またはAを所持している方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を対象としており、こちらは平成31年2月1日現在になりますが、身体障害者手帳所持者が1千25人、療育手帳所持者150人、精神障害者保健福祉手帳所持者78人、身体障害者手帳療育手帳所持者54人、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者3人、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者3人、全ての手帳所持者1人がおり、合計1千314人が登録されております。

そのうち平常時における

○丸山わき子君

いいです。

○市民部長（和田文夫君）

いいですか。すみません。

○丸山わき子君

今、お伺いただけで、約3千600人の方が、要配慮者であるということなんです。この方々が避難されるのは、先ほども市長が言われていたように、老人福祉センターとつくし園しかないというようなことで、やはりそういった点でも、市内にあるコミセンであるとか、市の施設活用で、安全にこういった障がい者の皆さんを案内できるその体制を早急に作るべきであるというふうに思います。ぜひ、そういう点での見直しを早期にやっていただきたいというふうに思います。

それから、減災対策の問題であります。ブロック塀、家具等転倒防止対策の推進について、これも先だって、6月議会にお伺いしたと思うんですけども、9月議会にお伺いいたしました。

このブロック塀の改修、家具等転倒防止対策について、助成の創設を求めたところなんですけど、市長は先進事例を把握し、調査・研究をしてみたいとこのように答弁されております。そういう点で、どんなふうに検討されたのか、新年度予算には、この予算、盛られていないですね、どのように検討されましたか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきまして、平成22年3月に八街市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、市内の住宅及び特定建築物の耐震性を図り、今後、予想される地震災害からの市民の生命、財産を守ることを目的といたしまして、ホームページへの掲載、パンフレット等を配布し、啓発及び知識の普及を図っております。

初めに、ブロック塀対策につきましては、9月の議会においても答弁しましたが、小学校を中心とした概ね500メートルの区域内の通学路に面しているブロック塀について、県に協力しながら、再調査を進めており、所有者の自主点検の注意喚起等をしているところでございます。

なお、再調査の結果に基づいて、危険なブロック塀の対策について、助成制度の創設も含め、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、家具等転倒防止対策等につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

大きな地震が来るのではないかという不安の中で、引き続き検討ではなくて、早期これは実施ということで、取り組んでいただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、住宅リフォーム助成制度なんですけれども、これは住宅の耐震化と住宅リフォーム助成制度の問題です。

八街市は国の補助が少なくなれば、その分、住宅リフォーム助成制度の助成金も減らしてしまうという大変残念な取り組みをされているわけなんですけれども、1つは、住宅の耐震化率、これは平成32年度までに95パーセント引き上げるんだということを言っているわけなんですけれども、これ対象戸数はどのくらいあるのか、耐震化が必要な対象戸数、どのくらいでしょうか。

では、いいです。時間がありません。

すみません。約1千戸を超すわけです。やはりこの間、耐震化ということで、予算を付けてきたんですけれども、なかなか耐震化は進まないというのが実体ではないでしょうか。

やはり大きな地震が来るというその中で、やはり95パーセントまで持ち上げていくことはなかなか難しいわけで、それは、やはり市民の皆さんの中には、耐震化となると大きなお金がかかるとそういう不安もあろうかと思えます。

それで、ぜひ、安価で対応できる耐震ベッドであるとか、あるいは、慰震シェルター、この補助も対象にしていくべくではないかというふうに思うわけなんです。そういった点では、ぜひとも、住宅リフォーム助成制度の中にも、こうした対策を取り入れていくべきではないかというふうに思いますが、担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

今、申した耐震シェルターということでございますけれども、実質耐震化ということで、県内の市町において、耐震シェルター等の実質耐震化に対して工事費用の助成を行っている市・町がございます。これにつきましては、本市におきましても、今後、住宅リフォーム耐震改修、耐震診断ももろもろ含めまして、この辺の助成について検討したいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、前向きに早期に対応していただきたいというふうに思います。

それでは、時間がございませんので、暮らしの足の確保ということで、タクシー問題を取り上げさせていただきます。

先だって、みんなのタクシーの会が市内のどこに住んでいても安心して暮らせるために、低料金で利用できる乗り合いタクシーを早期に実現してほしいと、3千600筆を上回る署名を市長宛てに提出いたしました。市長はこの提出によって、どのように受け止められているのか、まずお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問いただいておりますタクシーにつきましては、デマンド型乗り合いタクシーと呼ばれてまして、多様な運行形態がございます。サービスの区域内であれば、

○丸山わき子君

この間の署名に関して。

○市長（北村新司君）

署名に関して。

○丸山わき子君

署名に関して、どのようにお受け止めになりましたかということです。

○市長（北村新司君）

署名に関しましては、先般、私のところに決裁を求めてきた経過がございます。このことにつきましては、しっかり市民要望ということでありまして、受け止めているところでございます。

○丸山わき子君

やはり、市民の皆さんからは、本当に一刻も早く解決してほしいんだという問題が出されていたというふうに思います。

そういう点では、市長は、ここの答弁のたびに、公共交通協議会にお願いしてというようなことを言われてきたのですけれども、そうではなくて、市長自身が市民の願うタクシー制度の導入を早期に腹を決めていただくと、このことが今、求められているのではないかというふうに思うわけなんです。

やはり市民が安心して、豊かな生活と人生を享受することができる、そういうタクシー制度を最優先に考えて導入を検討すべきではないかなというふうに思うわけなんです。

市長に再度お伺いいたします。今の高齢者福祉制度ではなくて、本当にどこの八街市内、どこの地域に住んでいても、安心して暮らせる、安心してタクシーが利用できる、そういった乗り合いタクシーを早期に導入していただきたい、このことを申し上げますが、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

実は、そうしたことにつきましては、まずは、八街市の地域公共交通網形成計画を立てた上での計画でなければならないというふうに思っておりまして、平成29年3月にも、その再編計画を策定したところでありまして、その計画に沿った中で、いろいろなことを想定した中での公共交通の進展に対処するというふうなことでありまして、今、丸山議員のご質問をいただいておりますデマンド乗り合いタクシーのことであろうかと思えます。

デマンド型乗り合いタクシーと呼ばれ、多様な運行形態がございます。サービスの区域内であれば、安価な額で利用することができ、また、利用が増えることで、運賃収入が増え、行政の負担が軽減されるなど、サービスレベルの高い公共交通であると一般的に言われておりますが、一方で、事前の電話予約が必要となるほか。

○丸山わき子君

わかりました。

○市長（北村新司君）

一般的に数台の車両で運行することから、利用が増えれば増えるほど、利用したいときに

利用できなかったり、また、路線バスやコミュニティバスを補完するものとして導入することから、一般のタクシーとは違い、サービス区域内での移動に限られること、知らない方との乗り合いになるなどの課題から、当初の見込みより利用者数が伸びず、多大な財政負担から運行廃止とした自治体もございます。

また、平成27年9月にふれあいバス利用者に対し、ヒアリング調査を実施いたしましたところ、平日の利用目的では、通勤・通学で利用している方が最も多く、また、平日の利用頻度では約50パーセントの方が週3日以上利用しているという結果でございました。こういった日常的な利用者については、予約型のデマンド型乗り合いタクシーで対応することは難しく、定時定路線型のふれあいバスの運行が必要とされております。通勤・通学などの利用目的に合った定時定路線型のふれあいバスと、通院、買い物を利用目的としたデマンド型乗り合いタクシーの双方を運行することは、運行経費の増大、ふれあいバスや民間路線バスとの利用者の獲得競争が生じてしまうことが考えられます。

このような理由から、外出手段を持たない高齢者の方への支援策といたしまして、八街市高齢者外出支援タクシー利用助成制度を導入したところでございます。

○丸山わき子君

わかりました。

○市長（北村新司君）

まだあります。

○丸山わき子君

時間がないです。いいです。

○市長（北村新司君）

もう少し待ってください。

公共交通は、交通分野の問題だけではなく、都市構造の分野、あるいは高齢者や障がい者の移動などの福祉分野など、まちづくりに不可欠なものでございます。地域公共交通のあり方につきましては、現状の把握、分析等を踏まえまして、検討する必要があるとございますので、新年度におきまして、利用状況調査、アンケート調査を実施する予定でございまして、必要な経費につきまして、新年度当初予算に計上したところでございます。

人口減少の抑制を図り、活力あるまちづくりを行うためにも、公共交通は重要な役割を担うものでありまして、本市の公共交通を担っている鉄道、民間路線バス4路線や、ふれあいバス等の既存の公共交通の維持確保が困難となることのないよう、利用実績等を分析した上で、より利用しやすい事業となるよう、八街市地域公共交通協議会等におきまして、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

聞いていないことまで答弁をしなくて結構です。

最後に、高齢者福祉タクシーの改善、これについて、お伺いいたします。

今の高齢者福祉タクシー制度は、市民の暮らしの足を支えることができていない。このこと

は明らかになっております。当面、それでも、この高齢者福祉タクシーを活用しなければならない、そういう市民が大勢いるわけで、1つは、改善をお願いしたい。1つは、迎車料金の負担増の解消、それから、南地域住民が東金市への通院、買い物などに利用できるよう改善を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年10月から開始いたしました高齢者外出支援タクシー利用助成制度につきましては、65歳以上の方で運転免許証をお持ちでない方を対象に、申請により1枚500円分の助成券を一年度で最大48枚交付して、市内での移動の場合のみ助成券を使用することが可能であります。助成券は、1回の乗車につき、タクシー料金を超えない範囲で、一人2枚まで使用することができます。一人でも複数のグループでも使用することができます。

本事業は福祉施策とともに公共交通施策の側面をもっておりますので、市内外への移動を支える鉄道、路線バス、ふれあいバス、これらの公共交通ネットワークの維持・確保を図ることを踏まえて、検討していく必要がございます。これらを勘案し、今後どのように改善していくことができるか研究してまいりたいと考えております。

そして、最後に、丸山議員のご指摘のとおり、地域間格差があるというご指摘はございます。そのことは十分、研究・改善をしてまいりたいというふうに申し上げる次第でございます。

○丸山わき子君

市民の皆さんの声をもっと真摯に受け止めて、早期の解決を求め、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時04分)

(再開 午後 2時14分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

誠和会の山口孝弘でございます。

今回、私は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、明快なる答弁をお願いするものでございます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨や台風等による災害が各地で頻発する中、市民の生命、身体及び財産を災害から守る防災力の重要性が増大しております。

しかし、少子高齢化の進展、核家族化、勤務形態の多様化など生活様式の変化により、消防団を中心とした地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。千葉県内における消防団員数は年々減少し、団員の年齢構成も高齢化しており、これは全国的な傾向でもあり、八街市も例外ではありません。

そこで、要旨（１）の消防団の現状について。①消防団の定員数と現時点での団員数とその平均年齢はいかがか、現状をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市消防団条例による定数は４８０人以内となっております。平成３１年１月末現在の団員数は、消防団本部が７名、各分団員が４００名、女性消防団員が１０名の４１７名でございます。なお、全体での平均年齢は４０．５才となっております。

○山口孝弘君

４８０人の定数に対して、現状の団員数は４１７ということではありますが、そう考えますと充足率は約８７パーセントでございます。全国の平均で見ますと約９２パーセント、千葉県が約９０パーセントですので、この数字は決して高い数字ではございません。

現状の消防団員の平均在籍年数はいかがか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど、市長が答弁いたしました平成３１年１月末の４１７名ではなく、平成３０年４月１日でお答えさせていただきたいと思っております。

５年未満が１２３名、５年から１０年未満が１０９名、１０年以上１５年未満が９８名、１５年以上２０年未満が５６名、２０年以上２５年未満が２０名、２５年以上３０年未満が３名、それから３０年以上が５名の４１４名となっております。

○山口孝弘君

かなり、長い年数をやられているという感覚を受けます。

次に、②の消防団の火災時や災害時の出動回数や整備、訓練の現状について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

毎年度行っております消防団の訓練等は、月２回程度の水利点検を含む機械器具点検、普通救命講習、消防ポンプ一斉点検、連結送水訓練、非常招集訓練、春季・秋季火災予防運動による警戒、歳末警戒等となります。隔年におきましては、市消防操法大会も開催しており、それに向けた訓練も行っております。

災害時等の出動件数といたしましては、今年度、１月末までにおける火災出動件数は３６件、気象警報等による出動件数は１３件となっております。

○山口孝弘君

わかりました。

消防団員は、地域防災の中核として、自分の地域は自分で守るという郷土愛護の精神のもと、地域住民の生命、身体、財産を守るため、火災時、災害時、さまざまな訓練、歳末警戒と昼夜を問わず活動して下さっております。それに加えて、操法大会の開催年には訓練を、多いところでは50回、少ない所でも15回は行っているというふうに聞いております。仕事を持ちながら、家族の協力のもと、職務を全うして下さっておりますが、消防団員の減少により個々の団員の負担量も増えているのも事実でございます。

こうした中、さまざまな課題を改善することを目的として、平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とした法律、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、施行から5年が経過いたしました。この法律の中の重要項目の1つに、消防団の加入促進についてあげられております。そこで、要旨(2)の消防団への加入促進、①の入団者の数と、現時点行われている加入促進に向けた取り組みについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年度の入団者は44名、平成29年度は42名、平成30年度は1月末まで51名となっております。平成27年度までは減少傾向にありました消防団員数でございますが、毎年度、退団される方もおられますが、消防委員会及び消防団本部により、機能別団員及び女性消防班制度を設ける等、入団しやすい環境を作った取り組みにもよりまして、平成28年度以降は、前年度と比較して、団員が増加しているところでございます。

消防団員の募集につきましては、市ホームページでの啓発、市主催行事であります産業祭りや成人式におきましても募集案内を行っております。

また、各分団はもちろんのこと、区、自治会、自主防災組織等々、協力し、地域ぐるみで団員の確保の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

我々、消防団をやっている方々からすると、増えているという感覚はまだ受けていないというふうに感じておりますが、法律の中で、公務員に関してなんですが、公務員が加入しやすいよう、兼職に関する特例を設けるなどの取り組みがなされ、団員確保、加入促進の1つとして挙げられております。

そこで、②の市職員の消防団への加入促進についての考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市職員で八街市消防団に入団している職員は22名でございます。そのほか、市外居住地の消防団に入団している職員も数名おります。また、消防団を退団した職員でも、分団の状況によっては再入団したり、機能別団員として活動している職員もございます。消防団員の確保策の1つには、公務員が加入しやすいように、兼職に関する特例を設ける等の取り組みがなされていることも承知しておりますので、多くの職員が消防団活動の理念や重要性

を理解できるように周知を図ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

あくまでも、これは任意でございますので、承知しておりますが、具体的にどのように市職員に対し、周知を図り、加入促進に向けた取り組みをしていくのか、今現在しているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

消防団員の確保につきましては、大変難しい問題だと思っております。その中で、市職員の消防団加入につきましては、これは大変重要なことだと思っております。市職員は、消防団の理念や必要性を十分に理解していただくために、消防団員募集のチラシ、これと後は、各課等への回覧などを通して、周知を図っていきたく考えています。

また、平成28年度末には、市職員を対象といたしまして、各課等へ回覧により、基本団員及び女性消防団員の募集を行っているところでございます。

○山口孝弘君

基本的な考えとすれば、地元の分団員がお願いをして回るとというのが基本的な考えではあるとは思いますが、現状としては、消防団員の確保が難しいというところも踏まえて、郷土愛護の精神のもと、市職員の皆様におかれましては、ぜひとも、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

これまで消防団活動の中心となっていたのは、地元の農家や自営業の方々でありました。しかしながら、少子高齢化や社会環境の変化の影響もあり、近年では、サラリーマンの方々の団員も増えました。会社を抜け出して消防団活動することが、現状では、なかなか難しくなっております。今後、消防団員の確保とともに、消防団活動を多くの方に理解してもらう必要がございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、加入促進に向け、事業者の協力もふれられております。そこで、③の事業者へ協力を求め、加入促進する考えについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

世の中の就業構造が変わり、商店経営や農業などの自営業者が減少し、被雇用者が大幅に増加しております。当市の消防団員も被雇用者が多数を占める状況でありまして、消防団員を確保する上で、被雇用者の入団が不可欠でございます。そのため、消防団員の確保、消防団活動には、会社の経営者などのご理解をいただくことが重要でございます。

平成27年8月に八街市消防団協力事業所認定制度を創設したところでございます。消防団員の減少は、全国的な課題となっておりますので、今後も、従業員の消防団活動について、事業者の理解が得られるよう、総務省消防庁や県と連携を図りながら努力してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

市長の答弁はよくわかります。先ほど市長の答弁の中で、消防団協力事業所認定制度という話がありました。これは何かと申しますと、複数の従業員を消防団員として入団させている事業所や、災害時等に資機材等を消防団に提供する、消防団活動に積極的に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付して、事業所の社会貢献を広く広報するとともに、一般住民やほかの事業所からの理解を深め、事業所の協力を通じて、地域防災体制が一層充実したものになることを目的とした制度であるというふうに認識をしております。

現状ですが、この八街市内の中で、認定されている事業所は、いかほどかお伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

現在、市内消防団協力事業所として認定されている事業所につきましては、2社でございます。平成29年6月に従業員の方が消防団員として複数人入団していただいたということで、丸竹建設株式会社様、それから平成30年7月には、消防団活動に積極的にご協力いただきまして、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していただいたということから、株式会社八街自動車教習所様にそれぞれ協力事業所と認定させていただき、表示証の交付を行っておりますところでございます。

○山口孝弘君

この2社には、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後とも継続したご協力をお願いしたいというふうに思います。

さまざまな形でこの事業者に、消防団協力事業所になっていただけるよう周知をしていくべきだと感じておりますが、各自自治体の中では、独自の優遇制度を設けているところがございます。消防団協力事業所認定されることにより、例えばでございますが、消防団活動に協力する事業所の法人事業税等の減税、秋田県能代市の方では、事業所に対し、団員一人に対し、年1万円の報償金を支給したりとか。新潟県糸魚川の方では、市広報誌への企業広告掲載を無料化という形で優遇制度を設けたり、あと、千葉県でも、入札に参加する際に加点されると。入札が参加しやすくなるということで、努力をされているというふうに伺っております。

この消防団協力事業所になっていただけるよう、この八街市としても独自の優遇制度を設けてはどうか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

消防団協力事業所に対します支援策といたしましては、県単位で税、法人事業税当の減税。または金融制度の優遇。入札参加資格の加点等がございます。市町村単位では、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点、それから、その他、地域性によります制度などがあるとは認識しております。

八街市では、残念ながら、今現在、支援策は実施しておりませんが、今後、既に実施している市町村等を調査させていただきまして、前向きに検討させていただきたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

平成28年10月1日に、八街市消防団女性消防班が設置されました。女性消防団員は現状としては、まだまだ少ない状況ではございますが、災害時には、避難所の運営や高齢者の訪問などで、女性ならではの心遣いを活かした活動ができるものというふうに期待をしております。

そこで④の女性消防団への加入促進の考えについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

女性消防団員の募集につきましては、市ホームページ、市主催行事等で、団員募集の啓発を行っております。女性消防班の活動は、佐倉市、八街市、酒々井町消防組合及び八街消防署と連携し、市総合防災訓練、地域で行われる防災訓練等での普通救命講習の補助や広報活動、消防団行事における活動となっております。

女性消防団員の存在を、いまだ知らない方も多いのも現状でございますので、今後は、小学校等への消防防災に対する周知活動も行っていきたいと考えており、児童を通じまして、各家庭へ周知できればと考えております。

実際の活動を見ていただき、若い世代からも女性消防班の活躍に共感してもらえればと考えております。

○山口孝弘君

やはり、これからの時代は、女性ならではの視点で、今現在、入団している女性の皆さんも、やる気のある女性たちが入ってきておりますから、ぜひとも意見を集約していただいて、使命感を持っているこの女性消防団員を、ぜひとも、活躍できる環境へと整えていくことが大事であるというふうに私は思っております。

女性が活躍できる環境について、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

女性消防団員につきましては、基本団員が所属します分団に対しまして、班制を引いているところでございます。女性消防班の意見集約の場といたしましては、年2回の会議により活動方針や活動内容の確認を行っておりまして、その中で出されました意見や要望については、可能な限り取り入れるということで、今進めております。

今後につきましても、女性消防班の活動が充実したものになるように、また、さまざまな事業等に参加できるように、会議開催回数や活動内容の見直し等につきまして、消防団本部と十分協議を進めながら行っていきたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしくお願いをいたしたいと思います。

総合的にですが、地域防災の中核として消防団員確保は急務でございます。消防団に対するさらなる理解を広め、イメージアップをし、現状を打破することが必要でございます。

そこで、⑤さらなる消防団への加入促進に向けた具体的な考えについて、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

総務省消防庁や公益財団法人、日本消防協会より消防団員募集に関わるポスター、チラシ、DVD等の啓発品の支給を受けております。今後も、市等で開催される各種イベント等あらゆる広報媒体を通じまして、消防団員募集の広報を可能な限り行ってまいりたいと考えております。

また、これからも地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されるよう、市ホームページでの団員募集の啓発をこれまで以上に有効活用してまいります。

○山口孝弘君

先日、我々、誠和会では、消防の先進地でございます山口県下関市に消防団の入団促進の取り組みについて、行政視察をさせていただきました。

この下関市では、消防団員の充足率は95パーセントでございまして、消防団への優遇制度を設けるなど加入促進について、さまざまな活動をしております。

特に力を入れているなというふう感じたのは、消防団入団促進CMとなるものを作成し、消防団に対するイメージアップを図り、お年寄りから、子どもたちまで、親近感を持っていただけるような消防団のCMとなっております。

これらの入団促進に関する費用でございますが、総務省消防庁が実施する女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業の補助金を活用したというふうに伺いました。八街市でもこれらの補助金を活用し、さらなる入団促進の一步となるような行動をするべきというふうにお考えですが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われました国の補助金等の活用でございますが、千葉県では平成27年度から平成31年度まで、消防団員の確保や活動活性化に要する経費を対象とした補助金がございました。印旛管内市町村の市・町においても、この制度を活用した消防団員募集の啓発を行っている自治体もございます。

本市におきましては、消防庁あるいは、千葉県等にある媒体等を活用しまして、それらの状況等を確認しながら、消防団員募集に係ります啓発等のあり方についても、検討させていただきたいと考えております。

○山口孝弘君

やはり、さらなる啓発というふうになりますと、さまざまな経費もかかってくるというふうに思いますので、そういった補助金も活用しながら、前へと進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、要旨（3）消防団の処遇改善について、質問をさせていただきます。

この法律の制定によりまして、消防団員の退職報償金を全階級で一律5万円を引き上げられ

ましたが、活動に応じた適切な報酬、手当については、国、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられたところがございます。

この趣旨からも、現状をしっかりと把握し、年報酬、出動手当は消防団活動の実態に応じ適正なものでなければならないというふうに考えます。

そこで①の団員報酬と出動手当の現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

報酬につきましては、平成20年9月に改正を行い、現在、一般団員の報酬は、年額2万5千円としており、平成27年4月1日現在の県内市町村の平均と比較しますと、若干、安価な報酬額となっております。また、出動手当につきましては、平成17年6月に改正を行い、年額3千630円としております。これにつきましては、出動1回につき、出動区分に応じて手当を支給する自治体が多い状況でございますので、県内でも安価な支給額と思われる。費用弁償である出動手当のあり方については、県内消防団の状況も確認しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

早急にこの現状を把握していただきまして、真摯に対応していただきましてありがとうございます。

今、市長から前向きな答弁がございましたが、この出動手当については、ちなみに、いつまでに検討し、改善を図る方向なのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

消防団員の出動手当につきましては、これ費用弁償の性質もでございますので、本市での年額支給というのは、年額支給をしておりますが、この支給方法も実態に見合っていないという考え方がございます。

先ほど市長が出動手当のあり方につきましては、前向きに検討するというふうに答弁しておりますが、現時点では、いつ頃にとことでの明言はできませんが、早い段階、なるべく早くというか、お示しをしたいと考えております。

ちなみに、今、八街市では、年額で3千630円ということでございますが、他市町につきましては、大体1回当たりという形でお支払いしています。例えば、佐倉市であったり、酒々井町は1回で1千500円ということで、かなりの額が差が開いているということでございますので、これ早急に検討するというので、先ほど市長が述べておりますとおり、早急に検討させていただくと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、早急によりしくお願いをしたいと思います。

次に、②のその他、消防団への処遇改善に向けた考えについて、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

当市の消防団員の処遇改善策につきましては、活動中の団員の安全を確保するため、現在、装備品の充実を図っているところであり、そのほかにも、消防団員等公務災害補償等共済基金及び消防団員等福祉共済には、全消防団員が加入をしておりますので、公務上に災害を受けた場合には、その災害によって生じた損害を補償できるよう備えてございます。

また、消防団員として5年以上勤務して退職した場合には、消防団員の多年の労苦に報いるため、階級及び勤務年数に応じて退職報償金を支給しております。

○山口孝弘君

わかりました。

次の質問に入ります。

要旨（4）危機管理体制と設備の強化について、入らせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨、台風等による災害が各地で頻発しております。市民の生命、財産を災害から守る防災力の重要性が増大しておるわけですが、あらゆる災害に備え訓練をし、行動できる体制を構築しなければなりません。

そこで、①の危機管理体制のさらなる強化について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年8月の分団長会議におきまして、防災課災害対策担当主幹より、防災対策についての講話を行い自助・共助・公助の連携、そこにおける消防団の重要性について、話をさせていただいております。

今年度の消防実技訓練では、各分団が管轄する箇所地図をもち寄り、災害時に備えた図上訓練を消防団本部の主導により行っております。

また、気象警報が発令された場合や、見込みのある場合には、必要に応じまして、消防団本部が市役所に参集し、すぐに各分団へ指揮命令が出せる体制も整えております。今後も訓練等を継続し、消防団本部主導のもとに、有事に備えてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

これらの危機管理体制の構築には、やはり訓練が必要でございます。そして、継続したやり方が多分必要だというふうに思います。各分団の分団長によりましては、単年で分団長が変わるということもありますので、さまざまな状況に対応できる訓練、そして体制をつくっていただきたいと思っております。

次に、②の災害時に向けた設備強化の考えについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年の自然災害では、ゲリラ豪雨などによる道路冠水などの水害や、強風による倒木被害が多く発生しております。冠水被害等は、消防車両ポンプによる迅速な対応を各分団で行っておりまして、倒木被害については、地元区や団員が所有する資機材も含めて、現場対応を

行っております。以前は、チェーンソーを各分団に支給しておりますが、メンテナンスの不備、老朽化等も考えられますので、改めまして資機材の確認を行うとともに、操作説明及び操作実習についても、消防団本部と協議、検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、この資機材に関しましては、整備を進めていただきたいというふうに思いますが、災害については、いつ何時起きるかわかりません。昨年の台風の際は、木の倒木が幾つもございました。改めてチェーンソーの重要性、そして、使い方など痛感したところがございます。この消防備品は消耗品です。各消防団の実情を踏まえての整備をお願いいたしますが、話を伺いますと、活動服、半長靴、防火服、チェーンソー、一番重要な消防ホースなどが消耗しているというふうに聞いております。また、自治体によっては地域の実情を踏まえて、パワーカッターなどの特殊装備も充実させているところもあるというふうに伺っております。これら設備整備についての考えをお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

ただいま、市長よりご答弁させていただきましたとおり、本市の救助用の資機材といたしましてチェーンソー、各分団に配布をいたしておるところでございますが、年数がたっておりまして、かなり老朽化しているということですので、再度、見直しをする必要があるというふうには思っております。

来年度におきましては、団員の処遇改善策といたしましては、各分団に活動服、またヘルメット、雨具などの支給を行う予定で今進めております。

なお、災害救助用の資機材につきましては、消防団に配備することが必要ということの総務省消防庁におきましても補助金を創設しておりますので、それらを含め、今後検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど、地域によっていろいろな資機材が変わってくるというふうなお話もございましたので、地域に合わせた形の資機材配備をさせていただきたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしくお願いをいたします。

次の質問に入ります。

要旨（５）支援と理解の普及について、入らせていただきます。

消防団がさまざまな活動ができるのは、何よりも地域に認められ、そして地域のご協力があつてはじめて成立するものでございます。近年、地元住民による自主防災組織の立ち上げなど防災、減災意識の向上が高まっており、そこでの消防団の関わりや、消防団に対する理解の普及は非常に重要なものとなると思います。また子どもたちに対しても、未来の消防団員になっていただきたいという思いから消防団って格好いいなというふうに思っていたきたいというふうに思います。その思いで、質問をさせていただきます。

①の自主防災組織等への支援の取り組みについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、常備消防の活動のみならず、消防団と自主防災組織等が連携した活動、自主防災組織等による自主的な活動の成果が数多く報告され、大規模災害における被害の軽減等に関し、消防機関と自主防災組織等が連携した活動の必要性が再認識されたところであります。

住民自らの手で、地域をさまざまな災害から守るため、自発的に集まって形成され、地域住民の厚い信頼を受けて育まれてきた消防団は、構成する団員の多くが地域に生まれ育ち、地域の環境、事情、ある意味では、地域に住んでいる人々の生活の有様まで理解しているところであります。

また、消防団は、常備消防と同じく、市の消防機関であり、消防に関する豊富な知識と経験、技術を有していることから、自主防災組織等と連携いたしまして、かつ、住民に対する消防指導を通じて、地域の防災力を高めていく上での、中心的な役割を果たすことが期待されます。

いざ大規模災害が発生した際には、常備消防だけでは対応しきれず、消防団をはじめ、地域における防災組織が連携し、総力を挙げて災害に対処する必要があります。

このことから、消防団が長年、災害現場の経験等から培ってきた消防防災に関する知識・技術を用い、地域の自主防災組織、事業所の自衛消防組織との連携、及び地域住民に対して、さまざまな防火防災指導等を展開することは、最も自然な姿であると考えられます。今後におきましても、消防組合や消防団をはじめとする防災関係機関、団体及び市民が一体となって実施する八街市総合防災訓練をはじめとした、さまざまな活動を通じまして、消防団員を中核とした地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしく願いをいたします。

次に、②の学校等での防災に関する学習の振興についての取り組みをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在の教育課程では、小学校2年生の生活科の地域探検や、小学校3年生社会科での消防署見学、総合的な学習の時間の防災の学習などが設定されております。

また、避難訓練をはじめ、防災に対する意識の高揚を図る教育活動にも取り組んでおります。職場体験や社会科見学等で八街にある消防署との連携は行われておりますが、地域に密着した消防団との連携による、防災に関する学習の振興についての取り組みは現在行われておりません。

しかし、地域防災力を高めるために、消防団と連携した教育活動は有益であるので、現在行われている、学校行事等での消防団との関わりを、各校の実情に合わせ、教育活動にも活かせるよう、今後も働きかけてまいります。

なお、2月24日には、防災課により、八街市総合防災訓練を実施いたします。平成28年

度は笹引小学校、平成29度は二州小学校、今年度は交進小学校を会場に行われます。この訓練には小学校の児童をはじめ、地域住民が参加し、地域全体が防災に対する意識を高めます。次年度以降も、この訓練に対する協力を、各幼稚園、各小・中学校に呼びかけてまいります。

○山口孝弘君

教育長、ぜひとも、消防団に声をかけていただければ、教育現場に行きますので、やはり格好いい消防団を見せたいです。やはり未来の消防団員を育てたいというふうに思いますので、ぜひとも、そういった場所を提供していただければ、我々消防団も活動できるのではないかとこのように思いますので、よろしく願いをいたします。

私も現役の消防団員として、活動しておりますが、早朝、深夜の火災の対応、操法大会など、訓練は正直大変ではあります。しかしながら、消防団に入って本当によかったなど今でも思っております。

日本人なら誰も、困ってる人や災害があった際には、率先して助けたい、助けてあげたいという気持ちはあると思います。しかしながら、一人で立ち向かうというのは、勇気と覚悟が必要であります。そんなとき、消防団でできた仲間さえいれば、一人ひとりの勇気と気持ちが団結しあい、自信をもって活動ができ、私が所属する消防団には、そのような団員がたくさんおりますので、最高の仲間ができました。消防団は、少しの勇気と郷土愛があれば絶対にできますので、消防団員が少しでも、たくさん増えることを期待いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

報告します。江澤建設部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど、丸山議員からのご質問の中で、住宅の耐震化の現状ということで、現在の耐震化は91パーセントというふうになっております。それで、95パーセントまで上げるということになりますと、この耐震化促進計画の数字でご説明いたしますと、昭和55年以前の建物は総数は全体の総数は2万5千640、そのうち昭和55年以前が4千100、そのうち耐震性がなしになっているのが、そのうち2千379ということになっております。これは総数から割り返すと9パーセントということになりまして、これを91パーセントから95パーセントに上げるということは4パーセント、その分を計算しますと2万5千640かける4パーセントということになりますと、約1千25棟、この2千379棟耐震性なしと出ておりますけれども、そのうち1千棟強を耐震化ということで、改修を行えば、95パーセントになるという数字上の説明です。

よろしく申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 2時59分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問